

令和8年 多賀町議会3月第1回定例会会議録

令和8年3月3日（火） 午前9時30分開会

◎出席議員（9名）

1番	小島	櫻	君	6番	川岸	真喜	君
2番	一之瀬	浩治	君	7番	富永	勉	君
3番	大谷	重温	君	8番	山口	久男	君
4番				9番	神細工	宗宏	君
5番	木下	茂樹	君	10番	菅森	照雄	君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町長	久保	久良	君	福祉保健課長	林	優子	君
教育長	青木	靖夫	君	産業環境課長	野村	博	君
会計管理者	岡田	伊久人	君	地域整備課長	飯尾	俊一	君
企画課長	藤本	一之	君	学校教育課長	伊東	瑞江	君
総務課長	本多	正浩	君	教育総務課長	谷川	嘉崇	君
税務住民課長	小菅	俊二	君	生涯学習課長	竹田	幸司	君

◎議会事務局

事務局 長 大岡 まゆみ 書記 西村 俊之

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定（3月3日～24日 22日間）
日程第3 諸般の報告
日程第4 施政方針および行政報告
日程第5 総務常任委員長報告
日程第6 議会広報常任委員長報告
日程第7 議会改革特別委員長報告
日程第8 令和7年議案第65号 多賀町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 同意第6号 多賀町公平委員会委員の選任につき同意を求めること

		について
日程第10	議案第 7号	多賀町議会議員および多賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第 8号	多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第 9号	多賀町大佐谷財産区管理会条例について
日程第13	議案第10号	多賀町特別会計条例の一部を改正する条例について
日程第14	同意第11号	多賀町大佐谷財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第15	同意第12号	多賀町大佐谷財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第16	同意第13号	多賀町大佐谷財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第17	同意第14号	多賀町大佐谷財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第18	議案第15号	多賀町霊仙財産区管理会条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第16号	多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第17号	多賀町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例について
日程第21	議案第18号	多賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第19号	多賀町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第20号	多賀町立児童福祉施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第24	議案第21号	多賀町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例について
日程第25	議案第22号	多賀町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
日程第26	議案第23号	多賀町乳児等通園支援事業の実施に関する条例について
日程第27	議案第24号	多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第28	議案第25号	多賀町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部

		を改正する条例について
日程第29	議案第26号	多賀町社会体育施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第30	議案第27号	清涼文化センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第31	議案第28号	中川原草の根ハウスの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第32	議案第29号	おしどりの里の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第33	議案第30号	栗栖多目的広場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第34	議案第31号	栗栖農業センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第35	議案第32号	落合集会所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第36	議案第33号	佐目グラウンドの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第37	議案第34号	ふるさと自然広場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第38	議案第35号	大君ヶ畑集会所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第39	議案第36号	大君ヶ畑林産物販売施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第40	議案第37号	多賀公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第41	議案第38号	四手公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第42	議案第39号	川相消防センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第43	議案第40号	一ノ瀬消防センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第44	議案第41号	南後谷消防センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第45	議案第42号	藤瀬消防センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第46	議案第43号	森林資源活用センターの指定管理者の指定につき議決

		を求めることについて
日程第47	議案第44号	佐目多目的集会所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第48	議案第45号	富之尾山村広場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第49	議案第46号	霜ヶ原生活改善センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第50	議案第47号	胡宮福祉会館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第51	議案第48号	多賀福祉会館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第52	議案第49号	土田老人憩の家の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第53	議案第50号	尼子老人憩の家の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第54	議案第51号	高齢者等生きがい空間施設「もんぜん亭」の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第55	議案第52号	令和7年度多賀町一般会計補正予算（第8号）について
日程第56	議案第53号	令和7年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第57	議案第54号	令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について
日程第58	議案第55号	令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について
日程第59	議案第56号	令和7年度多賀町水道事業会計補正予算（第4号）について
日程第60	議案第57号	令和8年度多賀町一般会計予算について
日程第61	議案第58号	令和8年度多賀町国民健康保険特別会計予算について
日程第62	議案第59号	令和8年度多賀町介護保険事業特別会計予算について
日程第63	議案第60号	令和8年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第64	議案第61号	令和8年度多賀町育英事業特別会計予算について
日程第65	議案第62号	令和8年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について
日程第66	議案第63号	令和8年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算につ

		いて
日程第67	議案第64号	令和8年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算につ いて
日程第68	議案第65号	令和8年度多賀町大佐谷財産区管理会特別会計予算に ついて
日程第69	議案第66号	令和8年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理 特別会計予算について
日程第70	議案第67号	令和8年度多賀町水道事業会計予算について
日程第71	議案第68号	令和8年度多賀町下水道事業会計予算について
日程第72	請願第1号	「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称)の制定を求 める請願

(開会 午前 9時30分)

○議長(富永勉君) ただ今から、令和8年3月第1回多賀町議会定例会を開会いたします。

○議長(富永勉君) 本定例会に町長より提出されました案件は、同意案5件、議案59件であります。また、議会より提出いたしました案件は、請願1件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(富永勉君) ただ今の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(富永勉君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

1番 小島 櫻 議員 2番 一之瀬 浩 治 議員
を指名いたします。

○議長(富永勉君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月17日開催の議会運営委員会において、本日3月3日から24日までの22日間に決定していただいておりますので、そのようにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(富永勉君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から24日までの22日間に決定いたしました。

○議長(富永勉君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

次の4点について報告をいたします。

1点目は、請願については、お手元に配布しております請願文書表のとおり、請願1件を受理しました。

第2点目は、陳情については、お手元に配布しております陳情文書表のとおり、陳情1件を受理しました。

第3点目は、11月、12月、1月に実施されました出納検査および定期監査の結果については、お手元に配布しておりますとおり、報告がありました。

第4点目は、議員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員派遣を行いました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（富永勉君） 日程第4 「施政方針および行政報告」を行います。

町長から施政方針および行政報告の申出がありましたので、これを許します。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 本日、令和8年3月第1回議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

まず初めに、1月の臨時会にてご承認を頂きました国補正予算に伴う物価高騰対応支援事業につきましては、住民の皆様の暮らしを支える事業でありますので、各所管課におきまして迅速に対応させていただいているところであります。

今後におきましても、国の動向を注視しつつ、住民の皆様が安全・安心に暮らせるよう着実に施策を展開してまいります。

さて、本定例会に提出させていただきました議案は、同意案、条例改正案合わせて46件、令和7年度一般会計をはじめとする補正予算案5件、令和8年度一般会計当初予算案をはじめ、合わせて当初予算案12件でございます。いずれも重要な議案でございます。慎重なご審議を頂き、適切なご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ここで、令和8年度一般会計当初予算案について少し述べさせていただきますと、予算の総額は54億9,600万円、前年度と比較しますと10億1,800万、15.6%の減額予算となっております。これは、前年度に実施しました多賀スマートインターチェンジ整備事業や防災行政無線整備事業、庁舎の空調更新事業など、大きな投資事業が皆減したことが大きな要因であります。

予算編成に当たりましては、第6次多賀町総合計画に掲げるまちの将来像の実現に向け、安全・安心なまちづくりに必要な予算を最優先に確保し、子育て支援・教育の充実、防災機能の強化、地域の元気づくりに重点配分したほか、福祉の充実、産業・観光の活性化、またデジタル化の推進等、国の動きに合わせた取組にも予算確保しました。

財源につきましては、多賀町の現状に応じた税收、普通交付税についても堅実に見積もるとともに、国・県からの補助金等を最大限活用しつつ、地方債の発行につきましては、将来世代に過度な負担がかからないよう最小限に抑制しております。限られた財源の中で、住民の皆様の暮らしを守り、各事業におきましても最大限の効果が発揮できるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、各所管における施策の実施状況等についてご報告申し上げます。

初めに、総務課所管では、今年度整備を進めております防災行政無線の整備についてであります。

機器等のハード設備につきましては、計画どおり整備を進めております。今後、住民の皆様への説明会についても順次開催し、新システムの普及啓発に努めてまいりたいと

考えおります。災害・防災への取組につきましては、引き続き強化、充実してまいりたいと考えております。

次に、企画課所管では、去る1月31日午後3時をもちまして、念願でもありました多賀スマートインターチェンジ（上り線）が開通・供用開始となりました。当日計画しておりました開通記念式典につきましては、衆議院選挙期間中でもあり、やむなく開催を見送る決断とさせていただきましたが、今月29日日曜日午後4時より、多賀スマートインターチェンジの完成を祝う会と名称を改め、開通記念式典を多賀結いの森にて開催させていただくこととしております。

本町にとりましても、住民の皆様の生活や観光、経済など、様々な分野において波及効果が大いに期待できるものと確信しております。さらなる利用促進を図るべく、町内はもとより、近隣地域へのアピール、またインターチェンジを生かしたまちづくりにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、税務住民課所管では、今年度の税の収納状況であります。

本町におきましては、引き続き高い収納率を維持しており、決算見込みでは税込として20億6,500万円程度を見込んでおります。前年度と比較しますと、約9,000万円の増収となる見込みであります。改めて、住民の皆様の納税意識の高さに、深く感謝を申し上げる次第です。

次に、福祉保健課所管の高齢者福祉関係では、令和8年度に、第10期多賀町高齢者福祉計画および介護保険事業計画の策定を予定しております。計画の見直しに向け、65歳以上の要支援認定者を含む約2,100人の方と、在宅介護で介護を受けておられる約240人の方に対し、アンケート調査を実施する予定であります。この調査は、今後の高齢者施策や事業計画を策定していくに当たり、重要な基礎調査となりますので、多くの方にご回答いただけるよう努めてまいります。この調査結果や介護サービス給付の実績、将来の人口推移を基に、誰もが安心して暮らせる多賀町を目指し、事業計画を策定し、高齢者福祉の取組をさらに充実してまいります。

また、健康増進では、今年度、3回シリーズで、はつらつ・シニア・キックオフ・アカデミック講座を開催しました。年を重ねても正しく美しい姿勢を保つことで、体のゆがみや痛みを軽減するポイントを学び、75歳を超えてもはつらつシニアを目指し、自分の行きたいところへ自分で行ける暮らしが継続できるよう、参加者の間でも確認し合っておられました。引き続き、はつらつ・シニアプランを推進し、「みんな健やか、はつらつ元気 健康実感！多賀のまち」を目指し、全世代の健康づくりに取り組んでまいります。

次に、産業環境課所管であります。

去る2月28日、第35回多賀の農業・農山村を考えるつどいを開催し、多くの方にご参加いただきました。

第1部では、シイタケの菌打ち体験、多賀産米の品種当てクイズもあり、多賀町の林

産物や農産物を身近に感じ、農林業に関心を持っていただけたのではないかと感じております。

第2部の講演会では、昨年秋、全国で大きな問題となったクマによる被害についても、元京都大学大学院の高柳敦准教授に特別講演をお願いし、クマの生息や行動域など、詳しく知ることができました。森林を抱える多賀町において、常に危機意識を持ち続けるとともに、クマやニホンジカ、サルなどの野生獣への対策として、人の生活圏に入り込まない環境、餌が豊富な森林、健全な森林づくりの大切さを強く感じ、引き続き森林保全、林業振興に努めてまいります。

地域整備課所管では、町道多賀月之木線の歩道拡幅工事について、多賀小学校の通学路でもあることから、年度内の完成に向け、鋭意取り組んでいるところであります。

次に、教育総務課所管では、町内小中学校全ての体育館における空調設備整備工事および多賀中学校のトイレ改修工事を円滑に実施するため、現在、準備作業を進めております。子どもたちの教育環境の充実のため、計画的に安全を確保しながら、工事を進めてまいります。

学校教育課所管では、去る2月10日、多賀小学校と大滝小学校の6年生が、総合的な学習の時間に取り組んできた学習成果の発表会を行いました。発表会では、アケボノゾウについて調べたことをかるたやすごろくにして、楽しく親んでもらう企画や、キーホルダーや文房具等にアケボノゾウを活用し、広く知ってもらうグッズ案、アケボノゾウの歴史や多賀町とのつながり等をPRするイベント企画など、グループごとに工夫を凝らした内容が18種類も提案されました。参観されたゲストティーチャーや保護者の皆様、博物館館長から、子どもたちの豊かな発想やプレゼンテーション力に対して、多くの称賛の言葉を頂きました。子どもたちにとって、多賀町の魅力を改めて見詰め直し、未来を創造しようとする意欲を高める機会となりました。

次に、生涯学習課所管では、1月11日、多賀結いの森において、多賀町はたちの集いを挙行了しました。当日は、対象者79名のうち68名が出席し、議員、恩師の方々とともに、20歳の門出を祝福させていただきました。実行委員の小野浩斗さんから、「自分の目標とする大人になれるよう、夢や希望を抱き、未来へと歩いていきたい」と力強い決意表明もあり、大変頼もしく思った次第であります。

このほか、2月7日、8日には、公民館まつりを開催し、多くの町民の皆様にご参加していただくことができました。今回は、この催しを住民の皆様自身で盛り上げていただくため、文化協会や公民館運営審議会の協力の下、実行委員会を立ち上げ、企画から準備、運営をしていただきました。特に、文化展とステージ発表以外にも、昨年に引き続き、プチ・マルシェを開催し、雑貨や野菜の販売など、加盟団体同士の共演もあり、各団体の結びつきが深められたと感じております。そして、冬の町のイベント、町の祭りとして、定着してきたかなと思っております。

また、博物館では、本日3日より4月12日にかけて、第2回シガ・タガゾウのアート

展を開催し、アート作品を通じた、古代ゾウのまち多賀町のPRに取り組む予定であります。引き続き、自然と歴史に恵まれた多賀町のすばらしさの発信と、地域の皆様との協働による開かれた博物館活動の推進に取り組んでまいります。

最後に、図書館では、毎月、親子でのお話し会を開催しており、工作遊びや絵本の読み聞かせなど、ボランティアの皆様にもご協力をお願いしながら、楽しい時間を過ごしていただいております。

今後も、図書館が子育てを応援する居場所の一つにもなれるよう、魅力的な取組を企画、実施してまいります。

なお、本日提案をさせていただきます議案の内容につきましては、時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、提案の都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶に代えさせていただきますと思います。ありがとうございます。

○議長（富永勉君） これで施政方針および行政報告を終わります。

○議長（富永勉君） 日程第5 「総務常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査および継続審査の結果について、報告を求めます。

6番、川岸真喜総務常任委員長。

〔総務常任委員長 川岸真喜君 登壇〕

○総務常任委員長（川岸真喜君） 閉会中における総務常任委員会の調査および審査結果を会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

1月19日午前9時より、役場3階第一委員会室において、委員4名と町長、教育長、総務課長、学校教育課長、教育総務課長、ほか担当職員の出席を求め、委員会を開催しました。

今回の調査項目は、1つ目、大滝小学校におけるマンホールトイレの設置について、2つ目、多賀小学校および大滝小学校におけるトイレ改修工事後の状況についてであります。

まず初めに、現地を視察しました。

大滝小学校では、災害用のマンホールトイレを視察しました。総務課長から、グラウンド内に下水管を約15m延長させ、2mおきに5基の洋式トイレが設置できる。勾配を利用して汚水が流れる仕組みである。この工事は森秀建設株式会社多賀営業所が1,204万円で請け負っている。また、トイレの周りにはパネルを組み立てて、個室を確保するようになっている。普段は鍵付きの倉庫に一式が保管されているとの説明がありました。

次に、大滝小学校北校舎2階のトイレ改修の状況を視察しました。教育総務課長から、男性用トイレ、女性用トイレ、多目的トイレの洋式化と、床の乾式化を行った。この工事は東近江市の株式会社山重建設が2,194万円で請け負ったが、分電盤および計装

盤を移設する必要が出たことで、最終の工事費は73万円増額したとの説明がありました。

最後に、多賀小学校南校舎のトイレ改修の状況を視察しました。教育総務課長から、1階、2階の多目的トイレ、男子用トイレ、女子用トイレの洋式化と、床の乾式化を行った。この工事は長浜市の長住建設株式会社が8,360万円で請け負ったが、途中、仮設トイレを設置する必要から、197万円増額したとの説明がありました。

以上で現地での視察を終え、役場委員会室において、質疑応答に入りました。

大滝小学校マンホールトイレについて。委員から、マンホール内の点検は年に何回か。また、このトイレ一式を組み立てることができる職員は何人かとの問いに対し、点検は年1回である。組み立てて設置できるよう、職員15名程度に研修を行うとの回答がありました。

また、委員から、学校の先生方や地域の皆さんが組み立てて設置できるようにしてはどうかとの問いに対し、学校の先生向けには町職員と一緒に研修の時間を設けるが、地域の皆さんに組立てをお願いできる体制ではないとの回答がありました。

次に、多賀小学校のトイレ改修について。委員から、トイレ便座には温水洗浄便座が設置されていないのかとの問いに対し、多目的トイレには設置されているが、故障した場合の費用や、水洗とは別の水回りや電源の工事が必要になる。児童用のトイレは数も多く、コストの面から、小学校には温水洗浄便座は設置していないとの回答がありました。

また、委員から、北校舎の洋式化はどうなっているのかとの問いに対し、北校舎については、令和3年から4年にかけて全て洋式化しているとの回答がありました。

また、委員から、大滝小学校の洋式化率はどうかとの問いに対し、大滝小学校のトイレの洋式化率は42%であり、和式と洋式が半分ずつという現状である。児童数も少なく、1人当たりの洋式トイレの数で考えると高いと言える。今後の洋式化については慎重に判断していくとの回答がありました。

また、委員から、中学校のトイレの洋式化はとの問いに対し、来年度から2か年の計画で、中学校のトイレの洋式化を進めたいと考えているとの回答がありました。

以上で質疑応答を終了し、当委員会の調査を終了しました。

今回の調査では、災害時に問題となるトイレの対策について、現状を調査しました。マンホールトイレの設置には費用もかかりますが、水道や電気などのインフラが途絶した中では、衛生面から有効であるとの感想が聞かれました。他の難避所での設置も検討に値すると言えます。

また、学校トイレの洋式化については、今の生活様式から必要な事業と言えますが、財源の確保が課題と言えます。今回のトイレ改修においても、多賀小学校では財政調整基金を約2,000万円、大滝小学校においても、財政調整基金を約400万円、公共施設維持管理基金を約1,400万円を取り崩しています。当委員会としても、財源の

確保に努められ、事業を進めることを求め、報告とさせていただきます。

続きまして、総務常任委員会における付託案件の審査結果の報告をさせていただきます。

令和7年12月定例会において当委員会に付託されました案件、「議案第65号 多賀町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、継続審査となっております。

審査の結果を次のとおり報告いたします。

1月19日、役場3階第一委員会室において、担当課長に出席を求め、委員会を開催しました。

複数の委員から、改正理由において、他の市町との調和という点から、合理的とはいえないとの意見がありました。

審査を終了し、討論はなく、採決の結果、賛成はなく、反対全員で、「議案第65号 多賀町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は否決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会における付託案件の審査結果の報告を終わります。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（富永勉君） 日程第6 「議会広報常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

5番、木下茂樹議会広報常任委員長。

〔議会広報常任委員長 木下茂樹君 登壇〕

○議会広報常任委員長（木下茂樹君） 議会広報常任委員会の報告をいたします。

会議規則第77条の規定により報告いたします。

議員定数が12名から10名となりましたが、議会広報委員は従来どおり5名で、前委員長経験者2名、新人議員3名による新たな感覚と、議会広報誌入札制度の変更と相まって、刷新された誌面を目指し、2か年度を担当いたしました。

誌面は、フルカラーとなり、見やすさを追求し、「低年齢から高年齢まで手に取って見てもらう」を前面に、委員の総意で刷新を図りました。

全国的に優秀な議会広報で顕著な鳥取県大山町を訪問して直接伺ったり、優秀賞を得られている全国の議会広報誌を取り寄せたりして、誌面の構成や取材方法、問題点などを精査し、本町で採用可能かも検討いたしました。

斬新な誌面により、文字を大きく分かりやすい文言、写真、イラストの多用、インパクトある誌面などと、一般質問以外は横書きの多用や、とじ方を右とじから左とじにするなど、見やすさを前面に出し、広報と重ならない内容、新たな特集コーナーなどを前

面に出し、編集も大きく変えることができました。しかしながら、残念なことに、原稿構成段階で不確認な誌面記事に記載ミスが数回あり、訂正掲載となってしまいました。

2か年を振り返り、全国町村議会広報クリニック研修、県内6町の議会広報クリニックなどにも積極的に参加して、今までにない感覚での広報誌作成、編集により、新たな誌面を作り出すことができ、内外からも多くの好評を得ることができました。新人議員皆さんには、誌面改革で大変な尽力を頂きました。

令和8年度から、議員全員に配布となるタブレットを最大限に利用した取材と議員活動で、町民の声が誌面に生かせる広報誌ができるよう希望します。

今期の問題を整理し、議会改革委員会にも提案の上、一層の改善を目指していただき、全国優秀広報誌にノミネートされる「こんにちは議会です！」を目指していただけるものと確信しております。

議会広報誌が一層進化していくための土台づくりができたのではないかと信じて、委員長報告といたします。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで質疑を終わります。

○議長（富永勉君） 日程第7 「議会改革特別委員長報告」を行います。

これまでの議会改革に関する調査の結果について、報告を求めます。

9番、神細工宗宏議会改革特別委員長。

〔議会改革特別委員長 神細工宗宏君 登壇〕

○議会改革特別委員長（神細工宗宏君） それでは、議会改革特別委員長報告を行います。

まず、1つ目のタブレット端末導入について。

令和6年度6月18日に、この2年間の取組について、第1回目の委員会を開催し、まずタブレット端末を導入し、ペーパーレス化を進めることとしました。6年度としては、7年度に導入ができるよう、予算要求までに各議員に賛同していただくための導入スケジュールを示し、デモンストレーションや近隣市町の導入後の状況を聞かせていただくため、先進地視察も積極的に行いました。

議員の中から、タブレット端末導入に対して、反対意見や導入によるメリットが分からないという声も上がったことから、令和6年10月には作業部会を立ち上げ、議員全員に必要性を理解してもらえよう、他市町の視察や調査を行い、その結果を委員会で共有しながら、議論を何度か重ね、令和7年1月7日の議会特別委員会で議員全員の了承を得て、タブレット端末導入を決定いたしました。

令和7年度は仕様の詳細確定のため先進地視察や説明会を開催し、最終的には11月に提案型競争入札を実施し、NTTドコモビジネス株式会社に決定しました。

タブレット端末については、運用規定を制定し、先月、各議員に配布し、利用者研修

会を行いました。3月定例会の委員会で、活用をスタートする予定であります。

2つ目に、ハラスメントに対する取組についてですが、昨今の議員における様々なハラスメント問題の報道を受けて、本町議会としても、議員によるハラスメントについて役場職員を対象にアンケートを実施しました。8月12日から9月1日までに、会計任用職員を含める全職員219名を対象に行い、114名、52%から回答を得て、様々な事案を確認いたしました。

アンケート結果については議員間で共有し、議論を重ね、今後の取組についてまとめました。

1つは、議会への信頼を高めるため、12月定例会において、議会基本条例の改正をしました。さらに、年1回の議員人権研修を充実させ、職員へのアンケートにおいても2年後に再度実施し、効果を検証することとしています。

今後も、地域の皆様に信頼される多賀町議会を目指して、取組を進めます。

3つ目に、意見交換会の開催ですが、意見交換会は、議会基本条例の中で、議会は市民の多様な意見を議会運営に的確に反映させるため、必要に応じて市民との意見交換の場を設けるという趣旨の下、行っております。

今期は、令和6年10月25日に、多賀町商工会の皆様と意見交換会を行いました。

議題としましては、1つ目に、地域振興事業への商工会の関わりについて、2つ目に、街路灯の運営について、3つ目に、地域産業の継承について、4つ目に、地域おこし協力隊を含めた新規事業の商工会と行政の今後の連携について等を話し合いました。多岐にわたり、会長をはじめ、役員の皆様から熱い思いをお聞かせいただきました。

今後も、議会では、市民参加と市民との連携を図る場として、意見交換会を積極的に行ってまいります。

4つ目に、議員報酬の見直しについてですが、全国的に大きな問題となっている議員のなり手不足、また議員の高齢化対策などの課題解決の糸口として、今期後半の2年間で、議論、調査に着手することを12月の議会改革特別委員会で議員各位より承認を得ました。

以上、令和6年から7年度の議会改革特別委員会の報告といたします。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで質疑を終わります。

以上で総務常任委員長報告、議会広報常任委員長報告、議会改革特別委員長報告を終わります。

○議長（富永勉君） 日程第8 「令和7年議案第65号 多賀町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長報告は否決です。したがって、原案について採決します。
令和7年議案第65号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立なし〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。起立なしであります。よって、令和7年議案第65号は総務常任委員長報告のとおり否決されました。

○議長（富永勉君） 日程第9 「同意第6号 多賀町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 「同意第6号 多賀町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、ご説明申し上げます。

地方公務員法第7条第3項の規定により設置いたします公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益処分の審査を行うとともに、これらについての必要な措置を講じる権限を有し、3名の委員をもって組織しております。

現在、平成28年4月1日から公平委員をお願いしております岸邊秀子氏は、その4年の任期が本年3月10日をもって満了となります。同氏は、人格が高潔で、地方自治の本旨と教育行政に関し優れた識見をお持ちであり、適任者と考え、引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりご提案するものでございます。議会の同意を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第6号 多賀町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

○議長（富永勉君） 日程第10 「議案第7号 多賀町議会議員および多賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第7号 多賀町議会議員および多賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書2ページをお願いいたします。

本条例改正につきましては、物価の変動を踏まえ、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等が改正され、選挙運動ビラ作成経費等の公費負担に係る限度額が引き上げられたことにより、多賀町においても所要の改正を行うものでございます。

第8条では、選挙運動用ビラの印刷費1枚当たり単価を「7円73銭」から「8円38銭」に引き上げ、第11条では、選挙運動用ポスターの印刷費1枚当たり単価を「541円31銭」から「586円88銭」に引き上げるものです。

付則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第7号 多賀町議会議員および多賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第11 「議案第8号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

[総務課長 本多正浩君 登壇]

○総務課長（本多正浩君） 「議案第8号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

議案書3ページをお願いいたします。

今回の改正は、国の人事院勧告に基づき、多賀町職員の給与について、国と同様の改正を行うものでございます。

第2条、第10条、第12条において、新たに「第2種初任給調整手当」を追加し、新たに採用された職員の給料月額が滋賀県の最低賃金を下回る場合において、調整ができる旨、規定するものでございます。

第4条、第6条の改正につきましては、国の改正に合わせ、文言の整理を行うもので、運用についての変更点はございません。

4ページ中段、第15条第2項第2号の改正においては、通勤手当の改正でございますが、従前、条例で距離ごとに細かく規定していたものを、改正後においては、上限額、現時点では6万6,400円でございますが、上限額を規定し、距離ごとの支給額については、規則に委任する旨、規定するものです。

また、同条第4項は、今回新たに追加するもので、電車通勤等において、駅前の駐車場を使用することが適当であると認められる場合において、月額5,000円を超えない範囲で支給できる旨、規定するものです。

付則として、第1項、この条例は令和8年4月1日から施行するものとし、第3項では、地域手当の支給割合について、従前、100分2としていた経過措置については、付則第5項の見出しおよび第5項中の期間を「令和10年3月31日」を「令和8年3月31日」として、制度完成である100分の4を支給割合として規定するものです。

これに合わせ、付則第6項中の日付についても、「令和10年4月1日」を「令和8年4月1日」とするものです。

第4項については、会計年度任用職員の給与等についても、職員と同様の改正とするため、規定するものです。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第 8 号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第 1 2 「議案第 9 号 多賀町大佐谷財産区管理会条例について」、日程第 1 3 「議案第 1 0 号 多賀町特別会計条例の一部を改正する条例について」は関連がありますので、一括議題とします。

2 議案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第 9 号 多賀町大佐谷財産区管理会条例について」、ご説明申し上げます。

議案書 6 ページをお願いいたします。

大佐谷財産区は、これまで議会制をもって管理運営されてきましたが、今日、関係地域住民の減少、高齢化が顕著になっており、議員選出など、今後の運営について懸念されている状況でございます。このことから、去る 1 月 2 6 日、当財産区議会において、財産区議会条例の廃止が決定されたところであり、今後においては財産区管理会として運営していくことが決定されましたことから、当条例案を提案させていただくものでございます。

第 1 条は、根拠法令を規定し、第 2 条から第 5 条において、組織・委員に関する規定として、委員数を 4 人として、多賀町議会議員の被選挙権を有する者の中から町長が議会の同意を得て選任すること、任期については 4 年として、補欠委員の任期は前任者の残任期間とすること、委員の失職および資格の決定についても規定しております。

第 6 条から第 9 条は、会長の互選、職務、会議について定め、第 1 0 条では、町長が、管理会の同意を必要とする事項について、他の財産区と同様、財産の処分、契約、予算、決算および条例の改正等とする旨、定めております。

付則として、当財産区の管理運営を途絶えることなく引き続き管理運営していくため、施行日を令和 8 年 4 月 1 日としております。

続いて、「議案第 1 0 号 多賀町特別会計条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書 8 ページをお願いいたします。

財産区管理会の会計につきましては、特別会計をもって処理することとなりますので、現行の特別会計条例第 1 条に、「多賀町大佐谷財産区特別会計」を追加するとともに、

追加に伴う条項ずれを整理する改正を行うものです。

付則として、施行日を令和8年4月1日からとするものです。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより2議案について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「議案第9号 多賀町大佐谷財産区管理会条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第9号 多賀町大佐谷財産区管理会条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これより、「議案第10号 多賀町特別会計条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第10号 多賀町特別会計条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第14 「同意第11号 多賀町大佐谷財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」から日程第17 「同意第14号 多賀町大佐谷財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」はいずれも多賀町大佐谷財産区管理会委員の選任についてでありますので、一括議題といたします。

4議案について、提案理由の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 同意第11号から第14号までの「多賀町大佐谷財産区管理会委

員の選任につき同意を求めることについて」、ご説明申し上げます。

ただいま大佐谷財産区管理条例を可決いただきましたので、同条例第3条の規定により、委員の選任について、議会の同意をお願いするものです。

大佐谷財産区管理条例の委員は、当該財産区の地域に住む住民で、議会議員の被選挙権を有する者から4名を選任することになります。

今回、山林管理に深い知識をお持ちで、これまでから財産区の運営や山林経営にご尽力を頂いてまいりました4名の方を選任したいと考えております。

同意第11号では、多賀町大字大君ケ畑799番地、藤河秀光氏を、同意第12号では、多賀町大字大君ケ畑537番地、中居幸生氏を、同意第13号では、多賀町大字佐目624番地、安居覚氏を、同意第14号では、多賀町大字南後谷36番地1、前川忠男氏を選任させていただきたく、議会の同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「同意第11号 多賀町大佐谷財産区管理条例委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第11号 多賀町大佐谷財産区管理条例委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、同意第11号は同意することに決定いたしました。

次に、「同意第12号 多賀町大佐谷財産区管理条例委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第12号 多賀町大佐谷財産区管理条例委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、同意第12号は同意することに決定いたしました。

次に、「同意第13号 多賀町大佐谷財産区管理条例委員の選任につき同意を求めるこ

とについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第13号 多賀町大佐谷財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、同意第13号は同意することに決定いたしました。

次に、「同意第14号 多賀町大佐谷財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第14号 多賀町大佐谷財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、同意第14号は同意することに決定いたしました。

○議長（富永勉君） 日程第18 「議案第15号 多賀町霊仙財産区管理会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第15号 多賀町霊仙財産区管理会条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書13ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、第3条の委員の選任についての改正が主な改正となります。

従前の委員選任につきましては、霊仙財産区内に住所を有し、多賀町議会議員の被選挙権を有する者の中から選任しておりました。現状においては、全委員が他所に日常生活の本拠があり、財産区委員の選任のため住民票を霊仙財産区内に置いていることから、生活実態とそごがあること、また住所要件を撤廃し、地縁者が委員となれるよう緩和することで、将来にわたって、委員の選出、また財産管理についても適切に行うことができることから、改正を行いたく、提案するものでございます。

内容としましては、大字落合、入谷に地縁のある者で構成された団体の推薦を受けた者を町長が議会の同意を得て選任することとするものでございます。

第5条、第10条、第11条につきましては、文言の整理を行うものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第15号 多賀町霊仙財産区管理会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第19 「議案第16号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第16号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

今回の改正は、令和8年度の国民健康保険事業費納付金および標準保険料率を基に、滋賀県に納付します国民健康保険事業費納付金に必要となります保険税率を設定する必要があるため、改正するものでございます。

なお、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から子ども・子育て支援納付金の納付義務が課されることとなります。

議案書の14ページをお願いいたします。

第2条第1項は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する国民健康保険税の課税額について、医療分、支援分、介護分に、子ども・子育て支援納付金課税額、子ども分を加えるものでございます。

第3条第1項は、医療分の所得割額の税率を改めるものです。

第5条は、医療分の均等割額を改めるものです。

第5条の2第1号は、国民健康保険の被保険者に係る医療分の平等割額について規定しており、第9条の7、国民健康保険の被保険者に係る子ども分の平等割額を加えるものでございます。

第9条の4は、子ども分の所得割額の税率を定めるものです。

議案書の15ページをお願いします。

第9条の5は、子ども分の均等割額を定めるものです。

第9条の6は、子ども分の18歳以上被保険者の均等割額を定めるものです。

第9条の7は、子ども分の平等割額を定めるものです。

第23条第1項は、国民健康保険税の減額について規定しています。

第23条第1項第1号は7割軽減世帯、第23条第1項第2号は5割軽減世帯、第23条第1項第3号は2割軽減世帯について、アは、医療分の均等割額の減額を改めるものです。キは、子ども分の均等割額、クは、18歳以上被保険者の子ども分の均等割額、ケは、子ども分の平等割額の減額を定めるものです。

議案書の16ページをお願いします。

第23条第2項は、子育て世帯の負担軽減のため、未就学児の均等割額の減額について規定しています。

第23条第2項第1号は、医療分の軽減を行うもので、アは、7割軽減、イは、5割軽減、ウは、2割軽減、エは、軽減なしの減額を改めるものです。

第23条第2項第3号は、子ども分の軽減を行うもので、アは、7割軽減、イは、5割軽減、ウは、2割軽減、エは、軽減なしの減額を定めるものです。

第23条第3項は、出産被保険者が属します場合の当該納税義務者に係る子ども分について、産前産後、第7号は所得割額、第8号は均等割額、第9号は18歳以上被保険者の均等割額を減額するものです。

第23条第4項は、納税義務者の属する世帯内に、高校生世代までの子どもがいる場合の納税義務者に係る子ども分について、18歳未満被保険者の均等割額を減額するものです。

議案書の17ページをお願いいたします。

付則第3項、第4項、第6項、第7項、第8項、第9項、第10項、第11項、第12項および第13項は、国民健康保険税の課税の特例について規定しており、第9条の4、国民健康保険の被保険者に係る子ども分の所得割額を加えるものでございます。

付則につきましては、令和8年4月1日から施行するもので、経過措置を規定しているものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

8番、山口久男議員。

○8番（山口久男君） 今回の議案、国保税条例の一部を改正する条例について、ちょっ

と質問いたします。

今回、滋賀県が示す標準保険料率を参考に、この保険、国保税の引上げを提案されています。1つは、所得割が7.87から8.02に引き上げ、それから均等割が3万2,300円から3万3,100円の引上げとなっております。国民健康保険の加入者の方にとっては、非常に厳しい値上げになっているのではないのかなというふうに感じます。当然、これは滋賀県の都道府県課が施行されて、多賀町としてもこうせざるを得ないという点については理解をするものでありますけれども、国保被加入者にとっては、今、物価高騰で本当に生活が大変なときに、この国保税の値上げについて、私は非常に大変かなというふうに思いますので、その辺についてまず見解をお聞きしたいのと、例えばこれ、40歳あるいは40歳を超えると介護分が増えますので、モデル世帯、例えば年収が400万ぐらいで、子どもさんが2人おられて、40歳あるいは40歳を超えた方のモデル世帯の国保税がどのようになるのか、もし課長、資料をお持ちであれば、この場で答弁をお願いしたいと思います。なければ後でも結構ですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。いずれまた総務常任委員会に付託をされる予定でありますけれども、私、総務常任委員会ではございませんので、この場で質疑をさせていただきたいというふうに思います。よろしいですか。

○議長（富永勉君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ただ今のご質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の国保保険税は下げることができないのかという点でございますが、その点につきましては、現在、被保険者につきましては、団塊の世代の方が後期高齢医療へ移行されるという状況や、社会保険の適用拡大によりまして、国保に入っておられた方が社会保険の方に移行されるということで、被保険者が減っているという状況の中で、医療費は年々高くなっている状況でございます。その点を踏まえて県としては納付金を設定されていますので、今のところ、県が示している資料につきましても、医療費は上がっていくという形で想定されていますので、下がることはないのかなというふうに担当としても考えております。

2点目のモデル事業についてということなんですが、例えば4人世帯の方で、片働き、どちらかが働いているパターンで、子どもさんが2人おられるということで、4人家族の想定でお示しさせていただきます。なお、この親は40歳以上ということで、介護保険分が加わった計算で示させていただきます。

所得が400万と仮定させていただきますと、改正案については、年間66万7,500円。66万7,500円という形で保険税を徴収させていただくモデルの額を示させていただきます。

また、ほかにつきましては、いくつかモデルとして示させていただいておりますので、またお示しさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（富永勉君） 山口議員、よろしいですか。

山口議員。

○8番（山口久男君） 確かに国保会計は、今、課長が答弁されたように、国保加入者が社会保険の方に移られると。これはどっかでありましたけれども、国保逃れみたいな話もありましたけれども、そういう方がおられるということは分かります。それから、私も団塊の世代ですけれども、団塊の世代というか、後期高齢者に移行するとかという方がおられて、確かに加入者自体は減っているというふうに思います。ただ、所得の少ない方が、年金暮らしの方とか、もちろん自営業の方が国保に加入されておられますので、非常に所得の少ない方が国保加入者はおられると。一方で、給付、病院にかかられる方もおられるということで、国保会計そのものが大変厳しいことは事実です。ですので、やはり国に対して、今まで国保に対する国庫補助、負担割合が、かなりこの間、私も調べてみますと、減らされておりますので、国に対して国庫の補助の引上げを求める考えはどうかということについて、課長、答弁できるかどうか分かりませんが、お願いしたいと思います。

○議長（富永勉君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ただ今の国への働きかけについてご質問にお答えいたします。

7月24日の全国知事会の令和8年度国の施策並びに予算に関する提案・要望におきまして、そちらについては、将来にわたり継続可能な国民健康保険の確立をお願いいたしますということで提案されているところでございます。

また、11月19日の全国町村会の全国町村長大会要望につきましては、今後の医療費や保険料、税の賦課、加入者の動向を踏まえて、各自治体の事情に応じて、財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ることと要望されている状況でございますので、本町としてもその形で要望されているということで、同じ考えを持っているということで、答弁とさせていただきますと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（富永勉君） 山口議員、よろしいですか。よろしいですか。もう1回。3回まで。

じゃあ、山口議員。

○8番（山口久男君） あと、第2条で、子ども・子育て支援法ができて、この支援金という形で、これは国保だけではありませんけれども、各社会保険から、例えばいろんな社会保険から子ども・子育て支援法という形で納付金か、支援金を求められております。これは大体どの程度になるのか。子ども・子育て支援金ですね。多賀町はどの程度になるか、今分かればお願いしたいと思います。

○議長（富永勉君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ただ今の支援金はいくらぐらいになるかというご質問にお答えさせていただきます。

予算書の191ページをお願いします。

国民健康保険特別会計の予算なのですが、そちらで歳入ということで国民健康保険税を見込んでおるわけなのですが、そこで一般分とか後期高齢分、介護分を上げさせてもっている中で、5款5項35目をお願いいたします。こちらに子ども・子育て支援納付金の予算額を上げさせていただいてまして、来年度から始まるということで、現年度分しかございませんので、そちらで460万円を計上させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 山口議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第16号につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

再開は、議場の時計で11時からとします。

（午前10時46分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（富永勉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第20 「議案第17号 多賀町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第17号 多賀町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例について」、ご説明いたします。

提案理由は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づき作成された滋賀県全域基本計画において、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者に対し、対象施設に係る固定資産税の課税免除措置を講ずるため、提案するものでございます。

議案書の18ページをお願いいたします。

第1条は本条例の趣旨、第2条は定義を規定するものです。

第3条は、課税免除について、地域経済牽引事業促進区域内において、国の同意を得

た基本計画の計画期間内に、承認された地域経済牽引事業計画に従って対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋もしくは構築物またはこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税について、最初に課すべきこととなる年度以降3年度分に限り免除すると規定するものでございます。

議案書の19ページをお願いいたします。

第4条から第6条は、課税免除の申請、取消し、承継について、第7条は規則への委任について規定するものです。

付則につきましては、施行期日を規定し、多賀町固定資産税の不均一課税に関する条例は、適用期限である令和8年3月31日をもって廃止するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

1番、小島櫻議員。

○1番（小島櫻君） 数点、質問をさせていただきます。地域経済の活性化という目的自体の異論はありません。しかしながら、本条例は町税の減免を行う重大な財政判断であることから、数点、質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目に、本制度は国の制度に基づくものであるということが考えられますが、固定資産税の免税を実施するか否か、またその内容をどのように設計するかは、本町が条例により主体的に選択する政策であるということにまず間違いがないかどうかを聞きたいと思います。

○議長（富永勉君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ただ今のご質問にお答えいたします。

本条例につきましては、小島議員さんがおっしゃられるとおり、固定資産税の課税免除を目的とした条例ということで、制定をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 小島櫻議員。

○1番（小島櫻君） この条例を簡単にまとめますと、私なりの解釈だったんですけど、町が企業の新しい投資に対して3年間固定資産税を全額免除するというものであって、町としては、例えば企業に来てもらいたいとか、雇用を増やしてもらいたい、将来的に税収を増やすための先行投資という考え方の下、本条例を提案されたと認識をしています。ですので、本条例による固定資産税免除額の想定総額、そしてこの減収分の回収をどれぐらいの期間でされることをシミュレーション等されたのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

また、全額免除とされた理由は何なのか。町が条例を定められるということは、半額でも、例えば期間を3年ではなくて2年でも良かったというところなんですけど、その辺の検討としてはどういうふうにされたのかをお聞かせください。

○議長（富永勉君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ただ今のご質問にお答えいたします。

この条例を制定するに当たって、シミュレーションは行っているのかということについてですが、お答えさせていただきます。

まず、年度別の課税が400万ということで、400万を3年間ということで、1,200万ですね。通常でしたらその課税がかかってくるのに対して、本町としては、これを課税免除として0円にするという想定でシミュレーションに加えさせていただいた中で、減収額としましては1,200万になるわけなんですけど、そちらに今、国の方の補てんが4分の3あるということで、減収補てんが900万あるとしますと、1,200万から900万を引かせてもらくと、300万の町としての減収が見込まれるということでシミュレーションはさせていただいているところでございます。

そちらについては、もう回収するということじゃなくて、2つ目の質問の方に行くんですけども、雇用創出などの具体的な地域へのメリットがあるということで、対象企業が定住者を雇用するとか、地域経済への直接的な貢献をすることで、多賀町内での消費拡大や若年層の生活基盤の安定化を期待するということら辺で、そっちの方で回収を進めていければということで、ご提案するものでございます。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 小島議員、よろしいですか。

小島櫻議員。

○1番（小島櫻君） それでは、もう一つ、今おっしゃっていただいたこの300万円、今の事例でいくと300万円の回収を雇用等で補てんをしていくというお話でしたけども、この第5条の課税免除の取消しというところに、2つ項目がございます。要件の欠如、それから不正の認定があった場合に取消しをするということなんですけども、雇用計画の未達であったりとか、短期的な撤退があった場合、この300万円の返還規則であったりとか、減免の見直しの規則は存在していないと思うんです、ここの規約上では。条例の中ではしていないと思いますので、そういったものとかはお考えになられなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（富永勉君） 暫時休憩します。

そのままお願いします。

（午前11時10分 休憩）

（午前11時12分 再開）

○議長（富永勉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ただ今のご質問にお答えいたします。

第5条で、課税免除の要件に欠くことが明らかであったこととか、偽り申請、または不正の行為があったときということで、こちらについては、滋賀県の方で定めています

滋賀県全域の計画にそぐわなかったりとかすることを想定しているもので、そういう場合については、またそこから課税をし直すということで考えております。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 小島議員、よろしいですか。

小島櫻議員。

○1番（小島櫻君） ちょっとおっしゃったことがよく分からなかったんですけども、県で定められているので、町でもこの部分においては同じことを定めているということでしょうか。

○議長（富永勉君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ただ今のご質問にお答えいたします。

こちら、5条の内容で、要件に欠くことが明らかであるとか、そういうのは、県のつくっておられる全域の総合計画にそぐわないとか、そういうことがあったことを想定しているというふうに考えておまして、それから逸脱した場合については、改めて課税をさせていただいて、徴収させていただくという形になりますというのが回答になります。よろしく願いいたします。

○議長（富永勉君） 小島櫻議員。

○1番（小島櫻君） ということは、先ほど質問の中に入れていただきました雇用の計画の未達であったりとか、短期的に撤退をされた場合についても、滋賀県のそちらには記入がされているということでしょうか。その内容というのがちょっとここでは読み取れなかったもので、お願いいたします。

○議長（富永勉君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ただ今のご質問にお答えいたします。

滋賀県の全域の計画の中では、事業承認の要件としまして、もうざくっと言いますと、地域の特性を活用した事業、例えば成長ものづくり分野とか医療ヘルス分野とか、環境エネルギー分野、デジタル分野、観光スポーツ分野、物流分野で、そういうような活動をしてくださいというような内容であったりとか、高い付加価値を創出する事業とか、地域の事業者への相当の地域への経済的効果の波及が見込まれる事業ということで、それぞれ上げられているんですけど、県の方でもそういうような雇用の促進とか、そういうようなことをうたわれています。そういうようなところに要件を欠くことになった場合については、多賀町も一緒でございますので、改めて課税を算定して徴収するというふうに、この要件がなくなった時点で、もう1回、課税をして、通常どおり納税してもらうというような形で考えております。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 小島議員、よろしいですか。

小島櫻議員。

○1番（小島櫻君） いや、なかなか難しい議論になっておりますので、私としては、も

う一度議論できる場が欲しいなというふうには思っております。またちょっと詳しく改めてお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（富永勉君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第17号 多賀町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第21 「議案第18号 多賀町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第18号 多賀町介護保険条例の一部を改正する条例について」について、ご説明申し上げます。

議案書20ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、令和7年度税制改正による給与所得控除の見直しの影響により、令和8年度介護保険料率の算定に用いる給与所得の合計所得金額の取扱いの調整に係る所要の改正を行う必要があるため、提案させていただくものでございます。

このたびの条例改正の内容は、令和7年度の税制改正により、就労調整により令和7年度に住民税非課税であった第1号被保険者やその世帯において、非課税の範囲内で令和7年中に就労調整を行うと、令和8年度の住民税が非課税から課税となる可能性があり、それに伴い、令和8年度の介護保険料の所得段階が高い段階に上がってしまうため、その場合は、令和8年度の保険料算定については、前年度の非課税段階まで減免するものであります。

また、保険料の減免につきましては、原則として保険料の納付義務者の申請が必要とされているところではありますが、今回はその申請を要しない規定を加える改正とするものです。

今ほどご説明した改正内容につきましては、議案書のとおり、多賀町介護保険条例の

付則に第10条として加え、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第18号 多賀町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第22 「議案第19号 多賀町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 「議案第19号 多賀町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書21ページをお願いします。

今回お願いする条例の一部改正は、令和6年度に実施された固定資産税評価額の評価替えに伴い、令和8年度より国の道路占用料が改正されたことを受け、従来より本町の道路占用料は国の単価に準じていることから、今回の改正においても国の単価と整合を取るべく、別表のとおり改めるものです。

なお、参考ではございますけれども、今回の占用料の改正による収入につきましては、約12%の増額を見込んでおります。

議案書25ページをお願いします。

付則では、第1項に、この条例は令和8年4月1日から施行するものとし、第2項では、条例の施行日前の許可に係る占用料の取扱いについて規定をしております。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第19号 多賀町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第23 「議案第20号 多賀町立児童福祉施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 「議案第20号 多賀町立児童福祉施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書27ページをお願いいたします。

この条例は、主に未就園児の親子への遊び場の提供や子育て相談を行う子育て支援センターの設置等に関する事項を規定する条例ですが、今回の改正は、この名称および位置について、現状に合うよう改正するものでございます。

第2条において、「多賀子育て支援センターにここ広場」の名称を「多賀子育て支援センター」に、また設置場所につきましても、利用者の利便性等を考慮し、「多賀ささゆり保育園内」から「総合福祉保健センターふれあいの郷内」にそれぞれ改めるものでございます。

付則につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第20号 多賀町立児童福祉施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決しました。

○議長（富永勉君） 日程第24 「議案第21号 多賀町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例について」から日程第26 「議案第23号 多賀町乳児等通園支援事業の実施に関する条例について」は関連がありますので、一括議題とします。

3議案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 「議案第21号 多賀町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例」、「議案第22号 多賀町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」および「議案第23号 多賀町乳児等通園支援事業の実施に関する条例について」は関連しますので、一括してご説明申し上げます。

議案書28ページからお願いいたします。

これら3条例は、子ども・子育て支援法の一部改正により、令和8年4月1日から保育所等に通園していない生後6か月から3歳未満までの児童を対象に、一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件等を問わず柔軟に利用できる乳児等通園支援事業、通称はこども誰でも通園制度と呼ばれていますが、が導入されることに伴い、本町において必要となる基準条例等を整備するものでございます。

初めに、「議案第21号 多賀町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例について」でございます。

本条例は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、市町村が乳児等通園支援事業の認可を行うに当たり、その設備および運営に関する基準を条例で定めるとされたことから制定するものでございます。

条例の主な内容は、児童福祉法に基づき、乳児等通園支援事業に必要な設備、保育施設に係る面積、従事者や人数等の基準を定めるもので、国の定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）を、本町の基準として準用する内容となっております。

次に、議案書29ページ、「議案第22号 多賀町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について」でございます。

本条例は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項

の規定に基づき、現在の保育園やこども園と同様に、国からの給付を受けることができる事業の運営基準を定めるものでございます。

内容につきましては、本条例も議案第21号と同様、国が利用定員に関する基準や運営に関する基準などを規定した特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定める基準をもって、本町の基準とするものであり、国基準に準拠した条例とするものでございます。

最後に、議案書30ページ、31ページ、「議案第23号 多賀町乳児等通園支援事業の実施に関する条例について」でございます。

本条例は、児童福祉法第34条の15の規定に基づき、本町が実施主体となる乳児等通園支援事業について必要な事項を定めるものであり、主な内容といたしましては、第2条で、実施施設を多賀町立大滝たきのみやこども園とすること、第3条において、実施日および実施時間は規則で定めること、第4条では、対象者を生後6か月から満3歳未満までの乳幼児とすること、第5条および第6条において、利用認定および予約の手続について、第7条では、利用料を1時間300円とし、30分ごとに150円を加算することなどを規定するものでございます。

付則につきましては、議案第21号は公布の日から、議案第22号および議案第23号は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより3議案について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「議案第21号 多賀町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第21号 多賀町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第22号 多賀町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第 2 2 号 多賀町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第 2 3 号 多賀町乳児等通園支援事業の実施に関する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第 2 3 号 多賀町乳児等通園支援事業の実施に関する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第 2 3 号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第 2 7 「議案第 2 4 号 多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 「議案第 2 4 号 多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。議案書 3 2、3 3 ページをお願いいたします。

本条例は、児童福祉法等の改正により、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、この基準を引用する多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしまして、第 1 7 条第 2 項では、本来、家庭的保育事業者等は、園児に対して健康診断を実施することが義務づけされておりますが、町が行う乳幼児健康診断の結果を利用して健康状態を確認するときは、健康診断の実施を省略できる旨の規定を新たに設けるものでございます。

また、第 2 3 条第 2 項では、保育士不足の解消対策として制度化された地域限定保育士を保育士の定義に追加するため、改正するものでございます。

付則につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

8番、山口久男議員。

○8番（山口久男君） この議案第24号について質問いたします。

これは、多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する条例の改正ということになっております。多賀町では該当する今までこういう事例があったかどうかは1つです。それから、これは規制緩和だと思います。それからもう一つは、もうついでに言いますが、保育士と地域限定保育士というの、違いはどうかと。これを町民の皆さんに分かるように説明をお願いします。

○議長（富永勉君） 谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

まず1点目、この条例が該当するケースがあるかということにつきましては、私立でありますなつめ保育園の方が、この規制の対象になってまいります。

2つ目の地域限定保育士と保育士の違いということでございますが、本来、保育士は国家資格でございます、大学等で所定のカリキュラムを修了した後、資格を取得するというようなものになってございますが、この地域限定保育士というのは、地方公共団体、特に県の方で、自治体の方で認定するものになっておりまして、いくつか要件がございます、1つは、一般の大学、短期大学、専門学校のいずれかを卒業している人、または高等学校卒業後に、受験資格に該当する児童福祉施設で2年以上かつ2,880時間以上の勤務経験がある方、または中学校を卒業し、受験資格に該当する児童福祉施設で5年以上かつ7,200時間以上の勤務経験があるというような要件の方が、県の実施します試験等を受験して合格すれば、地域認定保育士として活動ができるというようなことになっております。ただ、一応、合格後3年間は、その自治体で、採用された自治体で働く制限が設けられますが、3年を過ぎますと、全国どこでも保育資格と同様の形で就職できるというようなことになってございます。

以上です。

○議長（富永勉君） 山口議員、よろしいですか。

山口久男議員。

○8番（山口久男君） あと、乳幼児の健康診断を省けるというふうな説明がありました。

これはなぜかと。最初から、なつめ保育園は、そこでそういう設備が整っているということだと思いますけれども、この省ける健康診断とか定期健診、または臨時の健康診断は、これはしなくてもいいのかどうか。ちょっと難しいですけど、その辺のところら辺はどうなんですか。規制緩和のことについて、大丈夫かどうか。その辺についてお聞かせを頂きたいと思います。

○議長（富永勉君） 谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 今ほどのご質問に対してでございますが、今回の改正は、

基本的には健康診断は行わなければならないんですが、町が行う乳幼児健診とか、そういった健康診査結果を準用することができるということでありまして、当然、そのときには、町の方の福祉保健課、今回ですと福祉保健課の担当部局からその情報をしっかりと把握して、それで問題なければ、この健診に充てられるというものでございますので、同じような内容を重複するということを軽減するというものでもありますので、そのようにご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 山口議員、よろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第24号 多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第28 「議案第25号 多賀町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」、日程第29 「議案第26号 多賀町社会体育施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について」は関連がありますので、一括議題といたします。

2議案について、提案理由の説明を求めます。

竹田生涯学習課長。

〔生涯学習課長 竹田幸司君 登壇〕

○生涯学習課長（竹田幸司君） 「議案第25号 多賀町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例」および「議案第26号 多賀町社会体育施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について」、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

議案書の34ページおよび35ページをお願いいたします。

多賀町勤労者体育センターについては、令和7年度に解体工事が完了したため、関連する条文を削除する必要があること、また条文中に「グラウンド」と「グラウンド」とい

う同義の文言が併用されているため、表記を統一する必要があること、あわせて滝の宮スポーツ公園のテニスコートについては、長年にわたり、テニスコートの利用実績がなく、老朽化によりネットや支柱等が既に撤去されており、その機能を果たさず、現状、テニス以外の目的で主に利用されていることから、施設の実態に即した名称に変更する必要があるため提案するもので、公布の日から施行するものとし、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより2議案について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「議案第25号 多賀町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第25号 多賀町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第26号 多賀町社会体育施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第26号 多賀町社会体育施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第30 「議案第27号 清涼文化センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」から日程第39 「議案第36号 大君ヶ畑林産物販売施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は関連がありますので、一括議題とします。

10 議案について、提案理由の説明を求めます。

藤本企画課長。

〔企画課長 藤本一之君 登壇〕

○企画課長（藤本一之君） 議案第27号から議案第36号まで、一括してご説明を申し上げます。

このたび上程します議案、指定管理者の指定につきましては、多賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、各公の施設についての指定管理者を選定いたしましたので、その指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の選定に当たりましては、全ての議案において、同条例第5条の規定に基づき、地域の活力を活用した管理を行うことにより、事業の効果が期待できることから、募集によらない当該地域の公共的団体を選定しております。

議案書36ページをお願いいたします。

「議案第27号 清涼文化センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

清涼文化センターの指定管理者は、住所、犬上郡多賀町大字敏満寺241番地、氏名は、敏満寺区長、樋口良廣でございます。

次に、議案書37ページをお願いいたします。

「議案第28号 中川原草の根ハウスの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明を申し上げます。

中川原草の根ハウスの指定管理者は、住所、犬上郡多賀町大字中川原28番地、氏名は、中川原区長、五十嵐宏明でございます。

次に、議案書38ページをお願いいたします。

「議案第29号 おしどりの里の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明を申し上げます。

おしどりの里の指定管理者は、住所、犬上郡多賀町大字萱原1147番地、氏名は、萱原区長、岸本斉（キシモトタダシ）でございます。

次に、議案書39ページをお願いいたします。

「議案第30号 栗栖多目的広場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

栗栖多目的広場の指定管理者は、住所、犬上郡多賀町大字栗栖464番地、氏名は、栗栖区長、西村信一でございます。

次に、議案書40ページをお願いいたします。

「議案第31号 栗栖農業センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明を申し上げます。

栗栖農業センターの指定管理者は、住所、犬上郡多賀町大字栗栖464番地、氏名は、

栗栖区長、西村信一でございます。

次に、議案書４１ページをお願いいたします。

「議案第３２号 落合集会所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明を申し上げます。

落合集会所の指定管理者は、住所、犬上郡多賀町大字久徳４６５番地１３、氏名は、落合区長、藤井武一でございます。

次に、議案書４２ページをお願いいたします。

「議案第３３号 佐目グラウンドの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明を申し上げます。

佐目グラウンドの指定管理者は、住所、犬上郡多賀町大字佐目６２４番地、氏名は、佐目区長、安居覺でございます。

次に、議案書４３ページをお願いいたします。

「議案第３４号 ふるさと自然広場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

ふるさと自然広場の指定管理者は、住所、犬上郡多賀町大字佐目６２４番地、氏名は、佐目区長、安居覺でございます。

続きまして、議案書４４ページをお願いいたします。

「議案第３５号 大君ヶ畑集会所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

大君ヶ畑集会所の指定管理者は、住所、犬上郡多賀町大字大君ヶ畑７９９番地、氏名は、大君ヶ畑区長、藤河秀光でございます。

最後に、議案書４５ページをお願いいたします。

「議案第３６号 大君ヶ畑林産物販売施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明を申し上げます。

大君ヶ畑林産物販売施設の指定管理者は、住所、犬上郡多賀町大字大君ヶ畑７９９番地、氏名は、大君ヶ畑区長、藤河秀光でございます。

指定期間は、全ての議案におきまして、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間でございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富永勉君） 暫時休憩をします。

再開は、議場の時計で１時からとします。

暫時休憩します。

（午前 11時54分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（富永勉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今藤本企画課長から発言の訂正の申出がありましたので、それを許可します。
藤本企画課長。

〔企画課長 藤本一之君 登壇〕

○企画課長（藤本一之君） ただ今ご説明をさせていただきました議案の説明の中で、お名前を間違っていましたので、それを訂正させていただきますと思います。

「議案29号 おしどりの里の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の議案でございます。区長さんのお名前を間違えてしまいました。萱原区長、岸本斉（キシモトヒトシ）様が正しい表現でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（富永勉君） これより10議案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「議案第27号 清涼文化センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第27号 清涼文化センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第28号 中川原草の根ハウスの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第28号 中川原草の根ハウスの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第29号 おしどりの里の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第29号 おしどりの里の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これより、「議案第30号 栗栖多目的広場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第30号 栗栖多目的広場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第31号 栗栖農業センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第31号 栗栖農業センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第32号 落合集会所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第32号 落合集会所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

これより、「議案第33号 佐目グラウンドの指定管理者の指定につき議決を求めるこ

とについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第33号 佐目グラウンドの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第34号 ふるさと自然広場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第34号 ふるさと自然広場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第35号 大君ヶ畑集会所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第35号 大君ヶ畑集会所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第36号 大君ヶ畑林産物販売施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第36号 大君ヶ畑林産物販売施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第40 「議案第37号 多賀公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、日程第41 「議案第38号 四手公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は関連がありますので、一括議題といたします。
2議案について、提案理由の説明を求めます。
藤本企画課長。

〔企画課長 藤本一之君 登壇〕

○企画課長（藤本一之君） 「議案第37号 多賀公園」ならびに「第38号 四手公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、一括してご説明を申し上げます。

議案書46、47ページをお願いいたします。

本議案は、本年3月31日に指定期間が終了する多賀公園ならびに四手公園につきまして、多賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者を選定いたしましたので、その指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

両公園の指定管理者は、これまで長期にわたり適切に管理運営に携わっていただいている実績や、公園施設を熟知されていることから、犬上郡多賀町大字久徳160番地1、公益社団法人多賀町シルバー人材センター理事長、小財久仁夫を候補とさせていただくものでございます。

また、指定期間につきましては、多賀公園が令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とし、四手公園は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間としております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより2議案についての質疑を行います。

8番、山口久男議員。

○8番（山口久男君） 議案第37号、38号について質疑を行います。

まず、多賀公園は指定管理期間が3年と。それから、四手公園は1年ということになります。この違いについて説明を願えますか。

それから、今までの議案について、指定管理について5年間、これは施設の種類が違いますので5年間でしたけれども、この指定管理期間を3年と、それから四手公園は1年にした理由について、町民の皆さんに分かりやすく説明願います。

○議長（富永勉君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、四手公園と多賀公園の指定管理期間の違いについてでございます。

3月31日に期間が満了します両公園の指定管理につきましては、これまでシルバー人材センターさんと3年間の指定管理の契約をさせていただいておりました。ですので、多賀公園につきましても同様に3年間とさせていただいたんですが、四手公園につきましては、今年度、指定管理が切れるということで、次の指定管理者について、今の利用実態を考慮いたしまして、施設の適正な管理者となりうるべき方の検討をさせていただいておりました。しかしながら、今回の3月31日の期限に整理が間に合いませんでした。ですので、もう1年間、指定管理の期間を延長させていただく形で、同じくシルバー人材センターさんに引き続き指定管理をお願いすることとし、来年度末、期間の満了までに、予定をさせていただきました指定管理者さんについて、可能性があるかどうかというのをもう一度、整理をさせていただく期間とさせていただきたいために、1年間で指定期間を設定させていただいたという事態でございます。

そのほかの先ほど申し上げました集落さんに指定管理をお願いしている施設につきましては、本来、この期間満了するまでは、10年間としておりました。10年間としておりましたが、今回、集落さんに指定管理をお願いしている施設につきましては、今後、施設の管理について、指定管理という形を継続するのか、何らかの形で集落さんの施設として受け取っていただくかということを集落さんとの協議を継続して進めさせていただいた後に、何らかの形で今までの指定管理の継続を変えられるものは変えていきたいというふうに考えております。よって、5年間をその集落さんとの協議させていただく期間として、今回は10年ではなく5年の指定管理とさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（富永勉君） 山口議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「議案第37号 多賀公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第37号 多賀公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第38号 四手公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第38号 四手公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第42 「議案第39号 川相消防センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」から日程第45 「議案第42号 藤瀬消防センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は関連がありますので、一括議題とします。

4議案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 議案第39号から第42号までの各消防センターの指定管理者の指定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書48ページをお願いいたします。

指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、議案第39号から第42号までの各消防センターにつきまして期間が満了することになりますので、指定管理者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の選定に当たりましては、いずれも条例第5条の規定に基づき、地元、地域の活力を活用し、管理を行うことにより、事業の効果が期待できることから、地域の公共的団体を選定しております。

指定の期間につきましては、全ての施設について、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間としております。

川相消防センターの指定管理者につきましては、多賀町大字川相208番地、川相区長、棚池勝巳氏としております。

次に、49ページをお願いいたします。

「議案第40号 一ノ瀬消防センターの指定管理者の指定について」でありますが、同センターの指定管理者は、多賀町大字一ノ瀬259番地、一ノ瀬区長、棚池利隆氏としております。

次に、50ページをお願いいたします。

「議案第42号 南後谷消防センターの指定管理者の指定について」でございますが、同センターの指定管理者は、多賀町大字南後谷36番地1、南後谷区長、前川忠男氏としております。

次に、51ページをお願いいたします。

「議案第42号 藤瀬消防センターの指定管理者の指定について」でございますが、同センターの指定管理者は、多賀町大字藤瀬320番地、藤瀬区長、城貝康弘氏としております。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより4議案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「議案第39号 川相消防センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第39号 川相消防センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第40号 一ノ瀬消防センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第40号 一ノ瀬消防センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第41号 南後谷消防センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第41号 南後谷消防センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第42号 藤瀬消防センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第42号 藤瀬消防センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第46 「議案第43号 森林資源活用センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」から日程第49 「議案第46号 霜ヶ原生活改善センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は関連がありますので、一括議題とします。

4議案について、提案理由の説明を求めます。

野村産業環境課長。

〔産業環境課長 野村博君 登壇〕

○産業環境課長（野村博君） 議案第43号から議案第46号まで、一括してご説明申し上げます。

このたび上程します議案、指定管理者の指定につきましては、多賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、各公の施設についての指定管理者を選定いたしましたので、その指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の選定に当たりましては、全ての議案において、同条例第5条の規定に基づき、地域の活力を活用した管理を行うことにより、事業の効果が期待できること、かつ従前より当該施設の管理運営を行ってきており、引き続き円滑な管理運営が見込めることから、募集によらない当該地域の公共的団体を選定しております。

議案書52ページをお願いいたします。

「議案第43号 森林資源活用センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

森林資源活用センターの指定管理者は、住所、犬上郡多賀町大字萱原1147番地、氏名は、萱原区長、岸本齊氏であります。

次に、議案書53ページをお願いします。

「議案第44号 佐目多目的集会所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

佐目多目的集会所の指定管理者は、住所、犬上郡多賀町大字佐目624番地、氏名は、佐目区長、安居覺氏であります。

次に、議案書54ページをお願いします。

「議案第45号 富之尾山村広場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

富之尾山村広場の指定管理者は、住所、犬上郡多賀町大字富之尾803番地1、氏名は、富之尾区長、小林紳悟氏であります。

次に、議案書55ページをお願いします。

「議案第46号 霜ヶ原生活改善センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

霜ヶ原生活改善センターの指定管理者は、住所、犬上郡多賀町大字霜ヶ原308番地、氏名は、霜ヶ原区長、大矢信二氏であります。

指定期間は、全ての議案において、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

ご説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富永勉君） これより4議案についての質疑を行います。

8番、山口久男議員。

○8番（山口久男君） これまでの議案も関連するんですけれども、この4議案について質疑を行います。

まず、萱原の森林活用センター、それから佐目多目的集会所、それから霜ヶ原生活改善センター、これは、それぞれ名前が違うというのは補助金の関係でそういう名前になったのかどうか1つです。

それから、こういった施設はかなり建設の年月がたっておりまして、修繕の必要が今後出てくるかと思えます。その点について、町と各自治会、字ですね、契約がどのようになっているのか、修繕の場合。どの程度、町がそれを見てくれるのか、あるいは地元負担が要るのかも併せて、その辺のところら辺をちょっともう少し説明していただいたらどうかなと思えます。

それから、富之尾山村広場です。霜ヶ原も草の根広場というのがありまして、もう今ほとんど使っていないんですけれども、小原もたしかあると思えますが、これは県の草の

根何とか補助金か何かを頂いて、広場をこしらえたという経緯もありますので、そういったところのこれからの管理とか、それをどうするかとか、いろいろこれから問題が出てくる可能性がありますので、その管理運営の経費の分担割合とか、その辺をこれから詰めていく必要があるのではないかなど。特に、山間地域においては、人口も減っておりますし、字費を徴収しておりますけれども、それをどのように修繕のために、各字がどこまでそれを負担するのか、町がどこまでそれを見るのか、そののところら辺をきっちりと細目を決めて、詳細を今後決めていく必要があるのではないのかなというふうに思います。それから、各字からこの指定管理に当たっていろんな要望が出されていると思いますけれども、その点についての要望の内容がもし分かればよろしくお願いします。分かりますか。よろしいですか。答弁求めます。

○議長（富永勉君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） 実は明日の川岸議員からの一般質問の中でご説明をさせていただき予定をしておりましたが、今回、この後、説明させていただきます福祉保健課からの指定管理も含めてですが、全部で22施設ですね、22の施設につきましては、集落さんを指定管理者とさせていただいております、その管理方法について、本来、形的には集落さんの施設として使っていただいている施設でありますので、例えば、今、山口議員がおっしゃられました霜ヶ原のグラウンド、もしくは樋田にもグラウンドがあります。そのような施設は、この指定管理施設になっていないわけですね。ほかにも、集落さんが持たれている草の根ハウス等もございます。それらは、集落さんが補助金等を使って、集落さんが設置された施設。ところが、この指定管理させていただいている施設につきましては、町が、国ないし県の補助金を多分活用したであろうということ、事業絡みの施設設置ということで事業主体は町にならなければならなかった理由が多分あると想像できます。ですので、名前が違うことについても、それぞれの所管の事業というもの、農水省の事業であったり、辺地の事業であったりとかというようなことありまして、その都度、設置のときに名前が変わっているというのはあると思いますし、そのようなことで、町が今、施設を所有して管理しているという状況です。ですので、その違い、集落さんによって、同じように活用されている集会所が状況が違うということを一且整理するべきではないのかなということ、集落さんのご意見を伺う調査をさせていただいた結果でございます。

ですので、たちまちこの4月から集落さんにお渡しすることは、あまりに乱暴です。ただ、今回、5年間という指定管理の方をさせていただきましたのは、その間に集落さんと状況等が変わる経過もありますので、各集落さんのご意見を伺いながら、今後の整理をしたいということで、お話を始めさせていただいたというような状況でございます。

以上です。

○議長（富永勉君） 山口議員、よろしいですか。いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「議案第43号 森林資源活用センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第43号 森林資源活用センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第44号 佐目多目的集会所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第44号 佐目多目的集会所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第45号 富之尾山村広場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第45号 富之尾山村広場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第46号 霜ヶ原生活改善センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第46号 霜ヶ原生活改善センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第50 「議案第47号 胡宮福社会館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」から日程第53 「議案第50号 尼子老人憩の家の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は関連がありますので、一括議題とします。

4議案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 議案第47号から議案第50号までを一括してご説明させていただきます。

このたび提案させていただきます指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により、議案第47号と第48号では福社会館について、議案第49号と第50号については老人憩の家について、それぞれ指定管理者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の選定に当たりましては、全ての議案につきまして、同条例第5条の規定に基づき、地域の活力を活用した管理を行うことにより、事業の効果が期待できること、かつ今日まで当施設の管理運営を適切に行ってきたとおり、今後においても円滑な管理運営が見込めることから、募集によらないで当該地域の公共的団体を選定しております。

では、「議案第47号 胡宮福社会館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

胡宮福社会館の指定管理者は、犬上郡多賀町大字敏満寺241番地、敏満寺区長、樋口良廣でございます。

次に、「議案第48号 多賀福社会館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

多賀福社会館の指定管理者は、犬上郡多賀町大字多賀651番地、多賀区長、中村明夫でございます。

次に、「議案第49号 土田老人憩の家の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

土田老人憩の家の指定管理者は、犬上郡多賀町大字土田52番地、土田区長、清水政

明でございます。

次に、「議案第50号 尼子老人憩の家の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

尼子老人憩の家の指定管理者は、犬上郡多賀町大字多賀1074番地、尼子区長、福島恵一であります。

指定期間は、全ての議案におきまして、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

ご説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富永勉君） これより4議案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「議案第47号 胡宮福祉会館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第47号 胡宮福祉会館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第48号 多賀福祉会館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第48号 多賀福祉会館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第49号 土田老人憩の家の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第49号 土田老人憩の家の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第50号 尼子老人憩の家の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第50号 尼子老人憩の家の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第54 「議案第51号 高齢者等生きがい空間施設「もんぜん亭」の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第51号 高齢者等生きがい空間施設「もんぜん亭」の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

議案書の60ページをお願いいたします。

指定管理者の指定に関しましては、指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により、指定管理者は、犬上郡多賀町大字久徳160番地、公益社団法人多賀町シルバー人材センター理事長、小財久仁夫を選定いたしましたので、その指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間としております。

多賀町シルバー人材センターは、「もんぜん亭」開設当初から運営に携わっており、高齢者の活動の場および高齢者の生きがいを創出するイベントや様々な催しを実施するなど、当施設の運営について熟知しており、円滑な管理が見込めるため、指定管理者の候補者として提案させていただくものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第51号 高齢者等生きがい空間施設「もんぜん亭」の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第55 「議案第52号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第8号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第52号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第8号）について」、ご説明申し上げます。

議案書61ページをお願いいたします。

今回お願いいたします補正予算は、年度末ではございますが、必要な行政需要に対応していくとともに、国や県の補助金等の追加、また各課の事業進捗に合わせた増減等、調整を行ったもので、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,042万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ74億9,289万3,000円とするものです。

第2条では、次年度への繰越明許費、第3条では、地方債の補正をお願いし、借入限度額の変更をするものでございます。

まず、64ページ、第2表、繰越明許費でございますが、全部で18事業の繰越予算をお願いするものです。

さきの1月臨時会におきまして、国の12月補正予算に合わせ、令和8年度分を前倒しして予算化いただいたものや、機材の納期延長などの理由により、繰越予算をお願いするもので、各事業ともに早期の完了に向け、鋭意進めてまいりたいと考えております。総額は4億1,260万5,000円となります。

65ページ、第3表、地方債補正であります。急傾斜地崩壊対策事業等の県営事業分については県補正予算や事業進捗、また学校体育館の空調整備に係る地方債につきま

しては、今後の町全体の起債残高等を考慮し、普通交付税の措置対象とならない額を精査させていただいたもので、それぞれ限度額を増減しております。結果、限度額としましては3,210万円の減額となるものです。

それでは、歳入から主なものについてご説明させていただきます。

68ページをお願いいたします。

25款地方交付税では、国税収の上振れや物価高騰および人事院勧告による給与改定等を踏まえ、普通交付税が追加交付となったため、1億1,582万6,000円を追加するものです。

なお、今年度の普通交付税総額は12億7,236万2,000円となっております。

50款国庫支出金につきましては、歳出の状況により増減をするもので、特に下段、地方創生臨時交付金につきましては、定額減税補足給付金事業費を清算し、1,932万円減額するものです。国庫支出金総額では1,403万円を減額するものとなっております。

55款県支出金につきましても、歳出の状況により増減をするもので、特に69ページ中段、農林水産業費補助金では、ニホンジカの駆除数が増える見込みであり、92万7,000円を増額するものです。県支出金総額では518万5,000円の減額となるものです。

70款繰入金では、財政調整基金からの繰入れにつきまして、普通交付税の増額等、他の財源が確保できることから、3,189万5,000円を減額するものです。

それでは、70ページ、80款諸収入、過年度収入では、後期高齢者医療事業負担金について過年度還付金がございますので、780万5,000円を受け入れるものになっております。

85款町債につきましては、土地改良事業で970万円の追加となりますが、他の事業で減額とさせていただきたく、補正総額としましては3,210万円の減額をお願いするものです。

次に、歳出でございますが、71ページをお願いいたします。

上段、10款5項7目特別定額給付費では、定額減税補足給付金事業が完了し、不用分1,932万円を減額するものです。

中段、15項5目戸籍住民基本台帳費では、住民票等の振り仮名対応システム委託料について、国の補助金が予算措置されたことを受け、254万1,000円をお願いするものです。

下段、15款5項15目国民健康保険費、19目介護生活支援費では、年度末を見据え、各特別会計への必要額の繰り出しをお願いするもので、国民健康保険特別会計には362万6,000円、介護保険特別会計には250万5,000円の追加をお願いするものです。

72ページ、上段、24目障害者自立支援費では、サービスの利用状況から、368

万5,000円の追加をお願いするものです。

46目後期高齢者医療費では、広域連合負担金等、不用額が見込まれますので、合わせて395万8,000円を減額するものです。

中段、10項22目子育て支援対策費では、放課後児童クラブの指導員報償について、受入れ児童数の増加等により、指導員数や勤務時間についても増加となり、不足が生じたので、65万9,000円をお願いするものです。

下段、25款5項35目土地改良事業対策費では、継続して実施しております尼子池、木曾池の農地・防災対策事業について、県予算が増額補正され、町においても合わせて補正をお願いいたしたく、負担金の追加、363万円をお願いするものです。

73ページ、上段、10項10目狩猟費では、ニホンジカの捕獲、駆除数が当初見込みよりも増えていることから、駆除委託料103万4,000円の追加をお願いするものです。

中段、35款5項10目道路橋梁維持費では、除雪に係る経費について、委託料等合わせて4,378万3,000円の追加をお願いするものです。

また、15目道路橋梁新設改良費では、現在実施しております多賀福社会館前町道多賀月之木線歩道拡幅工事に伴う電柱移転補償費が必要となりましたので、80万円をお願いするものです。

73ページ下段から74ページ上段、河川費における急傾斜地崩壊対策工事費および県営事業負担金については、事業費の清算をし、合わせて970万2,000円を減額するものです。

中段、45款10項小学校費、15項中学校費における財源の振替につきましては、町全体の地方債残高の動向を踏まえ、可能な限り残高を増やさないよう、借入額を抑制していくという観点から、学校体育館の空調整備事業における起債発行額について、普通交付税措置のない起債分につきましては、今回、発行を抑制し、一般財源で賄うこととする予算とさせていただきたく、小学校費で1,910万円、中学校費で1,470万円の財源振替をお願いするものです。

下段、60款5項15目減債基金費では、今回の普通交付税の追加措置分として、今後の臨時財政対策債の償還財源分について措置がされていることから、その措置額1,215万9,000円を減債基金に積み立て、今後の償還財源とするものです。積立て後の減債基金総額は9,481万円となる見込みでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第52号については、議長を除く8人の委員で構成する予算特別

委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、8人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。ただ今、設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

予算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。

なお、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩をいたします。

議場の時計で2時10分とします。

（午後 1時55分 休憩）

（午後 2時09分 再開）

○議長（富永勉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。委員長に、6番、川岸真喜議員、副委員長に、8番、山口久男議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は、別紙の日程表により審査していただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長（富永勉君） 日程第56 「議案第53号 令和7年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第53号 令和7年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の75ページをお願いいたします。

今回お願いします補正は、令和7年度保険基盤安定繰入金と未就学児均等割保険料繰

入金の額が確定したこと、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム整備業務を令和8年度実施分と分けられたこと、保険給付費が見込みより減少したため、補正するものでございます。

第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ8,245万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億2,900万1,000円とするものでございます。

議案書の80ページをお願いいたします。

歳入について、事項別明細書でご説明申し上げます。

5款5項5目の一般分国民健康保険税は、保険基盤安定繰入金と未就学児均等割保険料繰入金の額が確定したため、362万6,000円減額するものです。

15款10項40目5節の子ども・子育て支援事業費補助金は、子ども・子育て支援金制度のシステム整備業務を令和8年度実施分と分けられたため、935万円減額するものです。

25款5項10目5節の保険給付費等交付金（普通交付金）は、保険給付費が見込みより減少したため県交付金も減額することから、7,310万1,000円減額するものでございます。

40款5項5目の一般会計繰入金は、令和7年度保険基盤安定繰入金と未就学児均等割保険料繰入金の額が確定したため、5節の保険基盤安定繰入金を360万6,000円、30節の未就学児均等割保険料繰入金を2万円、計上するものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

議案書の82ページをお願いいたします。

5款5項5目の一般管理費は、子ども・子育て支援金制度のシステム整備業務を令和8年度実施分と分けられたため、935万円減額するものです。

10款5項の療養費は、保険給付費が見込みより減少したため、5目の一般分療養給付費を5,854万7,000円減額、15目の一般分療養費を58万円減額するものです。

10款10項5目の一般分高額療養費は、保険給付費が見込みより減少したため、1,397万4,000円減額するものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第53号 令和7年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第57 「議案第54号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第54号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書85ページをお願いいたします。

今回提案させていただきます補正予算案は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,930万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億1,729万8,000円とするものでございます。

主な補正理由としましては、介護給付費について、当初の見込みから不足するものや下回るサービスが出てきたため、所要の補正をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により、90ページの歳入からご説明させていただきます。

15款国庫支出金、5項5目介護給付費負担金は、主には当初見込んでいた居宅介護サービス給付費および施設介護サービス給付費等が当初より上回る見込みとなったことや、地域密着型介護サービス給付費など、複数の給付費が減額となったことなどから、補正が必要になった給付費に対し、規定の率に相当する329万円を追加し、受け入れるものでございます。

10項国庫補助金、5目調整交付金は、同じく補正する介護給付費に対する補助率5.1%に相当する98万円を追加し、20款支払基金交付金の5目介護給付費交付金は、第2号被保険者負担分として支払基金より交付されるもので、補正分の介護給付費の27%に相当する518万4,000円を追加し、受け入れるものでございます。

25款県支出金、5項5目介護給付費県負担金につきましては、補正分の介護給付費の規定の率に相当する295万1,000円を追加するものです。

91ページの30款繰入金、5項5目介護給付費繰入金は、補正分の介護給付費の町負担分12.5%に相当する239万9,000円を追加で受け入れるものです。

10目その他一般会計繰入金では、国保連合会に依頼している個人宛て振込に係る手数料について、今年度の実績からの見込みで10万6,000円が必要となったため、事務費繰入金として受け入れ、一般会計から合計250万5,000円を繰入れし、受

入れるものでございます。

次に、45款繰越金は、前年度の繰越金から439万6,000円を介護給付費の不足分に充当するものでございます。

続きまして、92ページからの歳出に移らせていただきます。

5款総務費、5項5目一般管理費では、先ほどご説明させていただいたとおり、国保連合会に依頼している個人宛て振込に係る手数料について、10万6,000円の増額補正をお願いするものです。

10款介護給付費の5項介護サービス等諸費につきまして、まず居宅介護サービス給付費は、訪問介護やデイサービス、あるいはショートステイなど、在宅を拠点に提供されるサービスですが、給付費が予算を上回る見込みとなったため1,600万円の増額を、12目地域密着型介護サービス給付費は、令和7年12月末で地域密着型通所介護のはぐくみデイサービスが閉鎖となったため、給付費が予算を下回る見込みとなり、350万円の減額とするものです。

15目施設介護サービス給付費は、特にパストラルとよさとアロフェンテ彦根などの老人保健施設の利用者が増加し、予算を上回る見込みとなったことから、1,100万円を増額し、介護サービス等諸費については合計2,350万円の増額をお願いするものです。

7項介護予防サービス等諸費の35目介護予防サービス計画給付費は、要支援認定者が適切なサービスを受けるための計画を立てるための給付費で、要支援者の増加により給付費の不足が見込まれ、20万円の増額補正をお願いするものです。

93ページに移りまして、20項5目高額介護サービス費、23項5目の高額医療合算介護サービス費および30項5目特定入所者介護サービス費につきましては、給付費が予算を下回る見込みとなり、高額介護サービス費は150万、高額医療合算介護サービス費は100万円、特定入所者介護サービス費は200万円の減額とするものです。

ご説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第54号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よっ

て、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第58 「議案第55号 令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第55号 令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の95ページをお願いいたします。

今回お申し込み補正は、被保険者から徴収します保険料の増加に伴い、広域連合負担金（保険料分）の増額、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム整備業務を令和8年度実施分と分けられたこと、広域連合負担金（基盤安定繰入分）の額が確定したため、補正するものです。

第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ259万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億4,709万1,000円とするものです。

議案書の100ページをお願いいたします。

歳入について、事項別明細書でご説明申し上げます。

5款5項の後期高齢者医療保険料は、被保険者から徴収します保険料が、被保険者の所得金額の増加や、令和6年度に行われた保険料の所得割や賦課限度額の激変緩和措置の終了などに伴う増加分として、5目の特別徴収保険料は16万2,000円、10目の普通徴収保険料は24万7,000円を計上するものです。

11款5項10目1節の子ども・子育て支援事業費補助金は、子ども・子育て支援金制度のシステム整備業務を令和8年度実施分と分けられたため、39万6,000円減額するものです。

15款5項10目5節の保険基盤安定繰入金は、広域連合負担金（基盤安定繰入分）の額が確定したため、260万9,000円減額するものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

議案書の101ページをお願いいたします。

5款5項5目の一般管理費は、子ども・子育て支援金制度のシステム整備業務を令和8年度実施分と分けられたため、39万6,000円減額するものです。

10款5項5目の後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収します保険料の増加と、広域連合負担金（基盤安定繰入分）の額が確定したことに伴い、広域連合負担金（保険料分）を40万9,000円増額、広域連合負担金（基盤安定繰入分）を260万9,000円減額するものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくご説明申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第55号 令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第59 「議案第56号 令和7年度多賀町水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 「議案第56号 令和7年度多賀町水道事業会計補正予算（第4号）について」、ご説明申し上げます。

議案書103ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、現在、多賀地区の国道306号において、多賀北交差点から久徳南交差点までの配水管布設替工事を施工するための設計業務委託を発注しております。

当初は、四手川を横断する方法として、四手川に架かる下流側の歩道橋への添架を検討していました。しかし、県から提供された橋梁データを基に、水道管を歩道橋へ添架できるか検討したところ、橋の強度不足が判明しました。このため、水道管の単独橋での新たな設計が必要不可欠となり、設計内容を変更するために、予算の補正をお願いするものでございます。

第2条記載の資本的支出の補正につきまして、第1款第1項建設改良費を460万円増額し、資本的支出総額を2億4,433万3,000円とするもので、資本的支出に対する不足額1億8,283万3,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で1,143万7,000円、当年度損益勘定留保資金で1億1,725万2,000円、建設改良積立金5,414万4,000円で補てんするものです。

それでは、予算計画説明書にて説明させていただきます。

議案書105ページをお願いします。

資本的支出では、1款1項1目水道改良費において、冒頭にご説明いたしました水管

橋の設計業務委託を追加するもので、予算不足額として460万円増の2億4,433万3,000円とするものです。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第56号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（富永勉君） 日程第60 「議案第57号 令和8年度多賀町一般会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

まず、歳入全般についての説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第57号 令和8年度多賀町一般会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

まず初めに、令和8年度の多賀町一般会計の予算編成に当たりましては、中長期にわたる財政状況を鑑み、令和8年度における町税の動向や国・県における譲与税や補助金等の精査、活用できる地方債、ふるさと納税などの財源を確保し、多賀町で求められる事業を着実に実施していくための予算を編成させていただきました。

引き続き、子育て支援・教育の充実、防災機能の強化、地域の元気づくりを重点として、地元産業の活性化、福祉サービスの向上、DXの推進など、誰もが住みよいまちを目指し、取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

それでは、地方自治法第211条第1項および第2項の規定に基づき、提出いたしました別冊の予算書に基づきご説明申し上げます。

ファイルの予算書の方をよろしくお願いいたします。

予算書1ページをお願いいたします。

令和8年度の多賀町一般会計の総額でございますが、第1条記載のとおり54億9,600万円とさせていただきます。前年度、令和7年度当初予算と比較しますと10億1,800万円、15.6%の減少予算となっております。

このような予算規模となりましたのは、昨年度実施しました大型事業、多賀スマート

インター整備事業費や防災行政無線整備事業、庁舎の空調更新事業など、大きな事業費が皆減していることが原因として挙げられます。

予算書7ページをお願いいたします。

第2条、債務負担行為でございますが、1つ目、学校図書館支援業務委託料につきましては、従来、単年度契約とさせていただいていたものですが、複数年契約により、安定的に小中学校の図書館業務の支援を行えること、また経費面、作業効率も良くなることから、令和10年度までの3年間の費用について、1,603万8,000円の範囲の設定をお願いするものです。

また、2つ目、若者定住支援事業助成金につきましては、多賀町への若者世代への移住・定住支援に効果が高い事業でありますので、新たに令和13年度までの費用について、2,850万円の範囲で設定をお願いするものになります。

第3条の地方債につきましては、8ページ、第3表のとおり、5つの事業につきまして地方債を発行し、借入限度額等を定めるものでございます。限度額合計は5,820万円となっており、起債残高が過度に膨らまないよう最小限の発行にとどめております。

第4条につきましては一時借入金、第5条は歳出予算の流用について、例年どおりお願いするものでございます。

それでは、歳入について説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

以後の説明につきましては、1,000円以下を四捨五入させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、一般財源の根幹をなします5款町税でございますが、5項町民税につきましては、国が示す令和8年度の経済見通し、地方財政計画においても、増収が見込まれております。個人住民税においては、経済状況、賃金・所得の上昇分を加味し、1,440万円の増、法人町民税につきましては、本町の場合、工業団地等の大企業の動向に大きく左右されることから、現況等を把握し、堅調に見込んだ結果、1,670万円の減額とし、町民税総額では、前年度並みの6億8,270万円を計上しております。

また、10項固定資産税につきましては、新築家屋、町内企業の投資状況を鑑み、4,300万円の増、12億700万円を計上したものです。

結果、他の税を含む町税全体では、前年度比3,543万円、1.8%増の19億8,316万円を見込んでおります。

次に、13ページ下段、10款地方譲与税から、15ページ中段、23款地方特例交付金につきましては、令和7年度の決算見込額および国からの情報を基に増減し、計上させていただいております。

特に、地方特例交付金につきましては、毎年の住宅ローン減税分の補てんのほか、自動車税環境性能割廃止分および地方揮発油譲与税の減収分が補てんされるため、1,215万円増の2,316万円を計上しております。

次に、25款地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税、合わせて14億5,000万円を計上しております。普通交付税につきましては、令和7年度の交付額および令和8年度の税収見込み、行政需要額から堅実な額を見積もり、4,000万円減の11億6,000万円、特別交付税においては、近年の交付状況や対象経費を精査し、1,000万円減の2億9,000万円を計上しております。

なお、普通交付税に関連します臨時財政対策債は、国税が好調で、令和7年度に引き続き、令和8年度についても普通交付税で措置がされるため計上しておりませんので、申し添えさせていただきます。

次に、16ページ、40款分担金及び負担金でございますが、保育園や放課後児童クラブに係る保護者負担金、高齢者の配食サービス負担金が主となり、それぞれ利用人数により積算し、増減しております。全体として110万円の増、3,660万円を計上しております。

次に、45款使用料及び手数料でございますが、5項使用料につきましては、各施設の利用を踏まえ、見積もっております。総額で526万円、前年度とほぼ同額を見込んでおります。

また、17ページ、10項手数料は、戸籍や各証明の発行手数料で、こちらについては、前年度実績を踏まえ、微増の546万円を計上しております。

次に、18ページ、50款国庫支出金でございますが、総額で3億9,872万円を計上し、前年度より1億5,424万円の減となっております。歳出に合わせ、活用できる補助金、交付金につきましては計上しておりますが、減額となっている大きな要因としましては、令和7年度において実施しました行政システム標準化整備事業に係るイニシャル補助金でありますとか、小中学校におけるGIGAスクール端末整備関連の補助金が皆減していることが影響しております。

主なもの、額の大きなものとしましては、5項国庫負担金では、児童手当国庫負担金1億5,529万円、障害者自立支援費事業負担金8,061万円、10項国庫補助金では、19ページ上段、行政システム標準化システム運用分・ランニングコスト分の補助金として、新たに情報システム運用最適化支援事業補助金3,000万円を受け入れるものがございます。

20ページ中段、20項国庫交付金では、令和8年度、新たに開設するこども家庭センターの運営費用が交付対象となることもあり、子育て交付金につきましては2,128万円増の3,790万円を受け入れるものになっております。

次に、55款県支出金ですが、総額で3億5,813万円、前年度より2,262万円の増額となっております。

5項県負担金では、歳出に合わせた県負担額を計上させていただいております。

22ページ中段、10項県補助金、5目総務費県補助金の下、防犯カメラ設置促進事業補助金につきましては、県と歩調を合わせ、制度開始2年目、293万円を計上して

おります。

10目民生費県補助金のうち、地域子育て支援事業費補助金につきましては2,166万円で、国費でもありましたが、新たに開設するこども家庭センターの運営費用分もあり、681万円の増額となっております。

また、24ページ上段、20目農林水産業費補助金の中では、ニホンザル個体数調整推進事業やニホンジカ駆除対策の補助金などメニューが分かれています。また、獣害対策の関係の補助金は、合わせて1,497万円となっております。

25ページ上段、教育費補助金では、小学校の給食無償化に係る補助金として、新たに学校給食費負担軽減事業費補助金2,791万円を受け入れ、小学校での給食費無償化の財源として充当させていただきます。また、中学校での運動部活動の地域展開推進事業費補助金として424万円を受け入れるものとなっております。

下段、15項県委託金、5目総務委託金では、今年7月執行予定の滋賀県知事選挙、県議会議員補欠選挙、来年4月執行予定の県議会議員選挙に係る委託金が皆増しておりますので、県委託金総額で、26ページ中段、3,400万円を受け入れるものとなっております。

次に、26ページ中段から、60款財産収入においては、例年同様、土地建物等の貸付収入293万円、27ページ、利子および配当金では、現在、金利が上昇しており、上昇幅を見据え、各基金の利子収入585万円を計上しております。

27ページ中段、65款寄附金は、ふるさと納税寄附額となりますが、令和7年度の寄附状況から、2,000万円増額の3億万円を計上しております。

70款繰入金についてですが、まず令和8年度当初予算におきましては、一般財源を補うための財政調整基金からの繰入れをすることなく、予算編成ができております。

65目まちづくり基金からの繰入れについては、令和7年度にふるさと納税分として積み立てさせていただいている額を繰り入れ、寄付者の意向に合わせ、各事業に充当をさせていただいております。

75目社会福祉基金繰入れにつきましては、合わせて2,933万円を繰り入れるものですが、令和8年度より新たに1,024万円を増額し、小学校と合わせて、中学校の給食無償化を実施するための財源充当をさせていただくものとなっております。

28ページ中段、75款繰越金は、前年同様4,000万円を計上しております。

次に、80款諸収入であります。32ページまで多くの項目があり、それぞれ適切に見積もり、増減をしております。総額として3億686万円を計上し、337万円の増額となっております。

最後に、32ページ、85款町債についてですが、発行予定額は総額で5,810万円として、前年度マイナス8億1,690万円となっております。前年度は、スマートインターチェンジ整備事業など、大きな事業を実施し、起債発行額も大きくなっていること、また前年度からの繰越予算においても起債発行を予定しておりますことから、令

和8年度当初予算においては、可能な限り、起債発行についても抑制させていただいております。

最後となりますが、184ページ、起債の残高見込み表ですが、表の右下、令和8年度末の起債残高見込みは、予算どおり発行・償還いたしますと、50億8,056万円となる見込みです。

今後においても、財政状況を見ながら、将来世代に大きな負担をかけることのないよう、抑制できる起債発行は抑制し、中長期における健全財政の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上で歳入の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより歳入全般につきましての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、歳出全般についての説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） それでは、令和8年度多賀町一般会計予算、歳出につきまして、主要施策、新たな事業を中心にご説明申し上げます。

なお、各款にわたります人件費関係につきましては、後ほど給与明細にてご説明させていただきます。

初めに、34ページをお願いいたします。

34ページ、5款議会費では、議会運営に必要な経費として6,448万円を計上しております。

8節費用弁償として133万円を計上しておりますが、兄弟都市であります日置市への訪問費用を含んでおります。

また、現在取組中の議会改革の一つ、デジタル化、ペーパーレス化の運用経費として、36ページ中段、13節機器借上料86万円、システム使用料73万円を計上させていただいております。

次に、10款総務費でございますが、総額は9億3,520万円で、約1億9,400万円の減額となっております。前年度実施しました庁舎空調設備更新工事費の減が減額の大きな要因であります。

総務費は、庁舎管理、選挙・防犯・まちづくり、広報、空き家対策、公共交通、電算、戸籍・住民票、課税・徴収・収納等、幅広い分野となっております。

まず、5項5目一般管理費では3億9,337万円を計上しております。

新たに、39ページ、12節委託料ですが、財務規則について各条項を確認し、整理、是正するため、例規整備業務委託料149万円、ふるさと納税業務委託料につきましては、現状を踏まえ、1億4,917万円を計上させていただいております。

40ページから41ページ、10目文書広報費では377万円減額の918万円を計上しております。前年度実施いたしましたホームページのリニューアル経費が皆減し減額となっておりますが、引き続き広報誌の充実、ホームページ等での情報発信の強化を図ってまいります。

20目会計管理費では、1,244万円を計上し、626万円の増額となっております。

増額分としましては、42ページ、公金の収納につきまして、デジタル化の促進および利便性を高めるため、QRコードを活用し、金融機関に出向かなくても公金を納入していただけるよう、新たに12節システム改修委託料550万円を計上しております。

25目財産管理費では、3,866万円を計上し、1億4,224万円の減額となっております。前年度実施いたしました庁舎空調設備更新工事費が皆減しております。

庁舎管理経費や福祉バスの運行経費を計上しておりますが、新たなものとして、43ページ、12節委託料中の下段、実施設計委託料でございますが、庁舎屋上の雨漏り、予防保全のための調査を行い、不良箇所については次年度に修繕を行いたく、430万円を計上させていただいております。

また、44ページ上段、照明機器LEDリース料につきましては、令和7年度中に入替えを行いましたLED照明のリース料として、庁舎分246万円を計上するものです。

なお、他の所管の施設管理予算におきましても、同様にLEDリース料が新たに計上されておりますが、同様の理由によるものとなりますので、ここでの一括説明とさせていただきます。

また、その下、公用車購入費として556万円を計上しております。これは軽バン電気自動車2台分の購入費をお願いするものです。CO₂の削減や住民の皆さんへの環境啓発、また災害時における非常電源としても活用できると考えており、使用年数の長い公用車から買換えをさせていただきたいと考えております。

次に、44ページ中段、35目諸費では570万円増額の2,111万円を計上しております。特に、45ページ下段、18節補助金の下、防犯カメラ設置補助金585万円が増額の要因となります。この事業は滋賀県とともに実施するもので、制度としては2年目、予算は20集落39台分、集落、地域の要望に合わせ、予算化をお願いするものです。

46ページ中段、45目企画費は1,516万円減の359万円を計上しております。第6次多賀町総合計画策定に係る経費が皆減していることが減額の要因となっております。

47ページ下段、47目地方創生費では、3,101万円を計上し、634万円の増額となっております。主に、地域おこし協力隊の費用となりますが、大滝地区での地域おこし協力隊を1名増員、5名体制とし、NPO法人おたき里づくりネットワークの取り組む地域課題の解決、活性化に向けた取組を強化するほか、多賀町への移住・交流

促進を図るため、継続して定住支援員、ふるさとワーキングホリデー事業を実施させていただきたいと考えております。

48ページ中段、50目集落活動推進費では308万円減の2,575万円を計上しております。特に、12節委託料、空き家対策業務委託料330万円を計上し、空き家の現況調査、実態把握調査を実施し、今後の施策の展開、まちづくりに生かしたいと考えております。

51ページ下段、75目電子計算費では5,878万減の1億9,625万円を計上しております。ガバメントクラウド・標準化システムの稼働および移行を着実に進める経費を計上しております。特に、53ページ上段、令和8年度より新たに稼働します標準準拠システムの使用料として6,169万円を計上しております。備品購入費は、職員のパソコン更新費用として675万円を計上したものです。

56ページ下段、10項町税費、10目賦課徴収費では558万円減額の1,478万円を計上しております。減額の要因としましては、3年に1度実施いたします固定資産評価替えのため不動産鑑定委託料が減額となったことによるものです。

税収は町の収入の根幹でもあり、常に適正な課税、公平性を意識し、課税・徴収業務に当たってまいります。

58ページ、15項5目戸籍住民基本台帳費では197万増額の2,918万円を計上しております。マイナンバーの更新事務や戸籍の振り仮名付与に対応する会計年度任用職員を配置する費用および、59ページ下段、備品購入費では、戸籍システムの端末2台分を更新する費用として233万円を計上しております。

60ページ、20項選挙費では、下段、25目滋賀県知事選挙費については、7月5日に執行が予定されており、その費用1,102万円を計上し、62ページ、滋賀県議会議員選挙費では、県知事選と同時に執行されます県議会議員補欠選挙費、また令和8年度末から4月にかけて執行されます県議会議員選挙費を合わせ、631万円を計上するものです。

続いて、65ページ、15款民生費でございます。総額は18億7,911万円で、約1億700万円の増額となっております。

民生費は、主に社会福祉・障がい福祉・児童福祉、子育て・保育園・こども園・放課後児童クラブ等に係る経費となります。

5項5目社会福祉費では755万円増額の6,551万円を計上しております。社会福祉協議会の人員増に伴い、補助金を増額したことが大きな要因となっており、68ページ上段、18節社会福祉協議会補助金として2,793万円を計上しております。

70ページ、20目老人福祉費では182万円減の2,962万円を計上してまいります。

72ページ上段、18節シルバー人材センター補助金については1,200万円を維持し、引き続き高齢者の生きがいがづくり、積極的な社会参加を促してまいります。

73 ページ、24 目障害者自立支援費では、4,203 万円の増、1 億 8,269 万円を計上しております。特に、近年のサービスの利用、決算状況も踏まえ、74 ページ下段、18 節障害サービス給付費については4,000 万円を増額しております。

80 ページ、10 項15 目保育所費では156 万円減の4 億 2,030 万円を計上し、前年度とほぼ同額予算となっております。多賀ささゆり保育園の経費となります。

82 ページ下、13 節空調機器リース料につきましては、令和7 年度中に整備が完了し、年間リース料として1,125 万円を計上しております。

14 節工事請負費では、施設改修工事として、中庭の滑り台の新設、設備更新工事として、電話機更新工事と合わせ、317 万円を計上するものです。

84 ページ、20 目認定こども園費では4,652 万円増の3 億 7,275 万円を計上しております。大滝たきのみやこども園と久徳うぐいすこども園の経費になります。増額分としましては、保育士の人件費分が大きな要因となります。

88 ページ、14 節施設改修工事費については、大滝たきのみやこども園の中庭のウッドデッキの改修工事として71 万円をお願いするものです。

89 ページ、22 目子育て支援対策費では、3,476 万円の増額、1 億 1,393 万円を計上しております。子ども家庭センターおよび放課後児童クラブの運営予算となります。主な増額要因としましては、放課後児童クラブにおいては、通常の放課後預かりに加え、夏休み等の長期休暇時における預かりを希望されるご家庭が増加しており、子どもたちを安全・安心にお預かりするため、支援員を増員するなどの対応をさせていただきたく、91 ページ下段、放課後児童クラブ指導員派遣委託料につきましては2,120 万円を増額し、5,276 万円を計上しております。

次に、92 ページ下段、20 款衛生費でございますが、総額は3 億 7,601 万円で、324 万円の増額となっております。

衛生費は、健康づくり、保健・健診、ごみ処理などの経費となっております。

95 ページ、10 目保健事業費は、735 万円の増、6,134 万円を計上しております。増額の主な要因は、96 ページ、12 節システム改修委託料で、健康管理システムを更新するための費用354 万円を計上しております。予防接種委託料では3,597 万円を計上しておりますが、新たに妊婦を対象としたRS ウイルス予防接種や75 歳以上の高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種を計画しております。

97 ページ、25 目総合福祉保健センター費では752 万円増額の2,204 万円を計上しております。

98 ページ、12 節実施設計委託料528 万円は、当センターが災害時の福祉避難所となっていることから、高齢者や障がいをお持ちの方が負担なく利用いただけるよう、浴室改修を行いたく調査、設計を委託するものです。

101 ページ、10 目塵芥処理費は1,641 万 3,000 円減の1 億 2,984 万円を計上しております。主な減額要因は、湖東広域衛生管理組合負担金が約1,300 万

円減額となっております。収集業務委託料につきましては、約175万円減額し、5,319万円を計上しておりますが、新たに小型家電と鉄製品を収集品目に追加し、分別収集を強化してまいります。

次に、103ページ、25款農林水産業費でございますが、総額は3億1,103万円で、938万円の減額となっております。

農林水産業費は、主に農林業振興に係る経費となっております。

106ページ中段、5項15目農業振興費では、272万円を増額し、2,464万円を計上しております。増額要因としましては、新たに地域おこし協力隊を設置する経費や、108ページ、ドローンを活用したスマート農業の推進など、多賀町においても新たな切り口で農業振興を図ってまいりたいと考えております。

111ページ中段、55目鳥獣害防止対策費では736万円増の2,564万円を計上しております。特に、112ページ、ニホンザル個体数調整委託料361万円では、敏満寺青龍山付近のニホンザル対策、鳥獣害防止総合対策事業補助金966万円では、久徳・芹川沿岸における獣害防止対策についても、強化、支援していきたいと考えております。

112ページ、10項5目林業総務費は273万円増額の7,374万円を計上しております。

114ページ、12節事業計画策定業務委託料990万円は森林経営管理法に基づく管理計画を策定するもので、14節工事請負費は高取山ふれあい公園の宿泊施設改修工事費455万円を計上するものです。

115ページ、18節中段、造林補助金につきましては、さらなる森林施業の促進、多賀町の山を健全に保全していくため、町独自の補助制度を創設し、717万円を計上しております。

116ページ、25目林道事業費では、638万円の増、1,482万円を計上しております。地元要望のありました大杉地先の林道井戸ヶ谷線の舗装工事、また藤瀬一ノ瀬線の舗装復旧工事を予定しております。

次に、117ページ、30款商工費でございますが、総額は5,314万円で、296万円の増額となっております。

商工費は、商工・観光振興に係る費用となっております。

30款5項5目商工振興費は、202万円の減、2,740万円を計上しております。減額の理由は人件費の減でございますが、118ページ中段、18節商工会運営補助金につきましては、物価高騰や商工会での事業強化を含め、130万円増の900万円を計上し、住宅リフォーム促進事業補助金600万円については、地元事業所の受注機会の増加を期待し、引き続き支援したいと考えております。

119ページ、15目観光費では、498万円増の2,574万円を計上しております。地域おこし協力隊を設置する費用、また多賀スマートインターチェンジ上下線の開

通や、大河ドラマ豊臣兄弟、JRの観光キャンペーンなど、多賀町外からの誘客促進を図る絶好の機会でありますので、12節にぎわいづくり委託料300万円をお願いしており、情報発信力のあるインフルエンサーとともに、にぎわいづくり、イベントの開催、情報発信など、多賀町の魅力の掘り起こしと積極的な発信を行い、地域の元気、活性化につなげたいと考えております。

14節施設改修工事は、多賀大社前駅のコミュニティハウスの改装費用で580万円を計上し、多賀町の玄関口としての駅中、案内所・コミュニティ機能についても、魅力のあるものにしていきたいと考えております。

次に、120ページ、35款土木費でございますが、総額は2億7,171万円で、6億7,712万円の減額となっております。

土木費は、道路・橋梁・河川、都市計画に係る経費となっております。

減額の大きな要因は、多賀スマートインターチェンジ整備事業の完了によるものです。

123ページ、10目道路橋梁維持費は1,594万円増の4,406万円を計上しております。道路補修経費や除雪経費等を計上しておりますが、124ページ上段、12節、新たに多賀スマートインターチェンジの供用開始により、接続道路管理料737万円を計上しております。

128ページ、15目道路橋梁新設改良費は6億8,865万円減の7,501万円を計上しております。多賀スマートインターチェンジ整備事業分が大きく減少しましたが、136ページ、道路改良工事803万円は、町道四手多賀北線、セブンイレブン前から四手工業団地間での舗装修繕を計画的に実施したいと考えております。

127ページ、15項5目都市計画総務費は140万円増の1,719万円を計上しております。

新たに、12節地図情報システム構築委託料259万円を計上し、都市計画図を分かりやすく公表したいと考えております。

128ページ、公園整備工事381万円は、多賀公園の芝生補修、結いの森公園の防草シート設置工事を予定しております。

次に、129ページ、40款消防費でございますが、総額は2億4,135万円で、1億552万円の減額となっております。消防費は、消防・防災・災害対策の経費となっております。減額の大きな要因としましては、前年度に実施しました防災無線の整備事業費分が減少したためでございます。

5項5日常備消防費は、509万円の増額で、1億5,164万円を計上しております。彦根市消防職員の人件費分が増額の要因となっております。

10目非常備消防費は、3,430万円の増、5,467万円を計上しております。131ページ中段、17節消防車購入費3,280万円が増加分でございますが、役場車庫に置いております多賀町消防団1-1班の消防ポンプ車の更新を予定しております。

133ページ、20目災害対策費では1億3,971万円減の2,004万円を計上し

ております。前年度の防災無線整備に係る経費が大きく減少しておりますが、維持運用経費としまして、新たに、133ページ下、12節システム保守委託料609万円を計上しております。導入しました機器の運用、保守を適切に行っていきたいと考えております。

また、134ページ中段、17節防災備品410万円を計上しております。避難所等における生活備品や備蓄食の更新など、子どもからお年寄りまで、障がいのお持ちの方など、全ての方に対応できるよう、有事に備え、計画的に整備をしてまいりたいと考えております。

次に、134ページ、45款教育費でございます。総額は7億7,810万円で、1億7,967万円の減額となっております。教育委員会、小中学校に係る経費、生涯学習・社会体育施設、文化財・博物館、図書館に係る経費となっております。

135ページ、5項10目事務局費では3,295万増の1億2,925万円を計上しております。人件費の増が原因でございますが、新たに教育専門員を1名増員し、今後の多賀町における教育施設の在り方について、調査検討を進めてまいります。

136ページ中段、7節報償費についても5万円を計上し、検討委員会についても時機や状況を見て開催してまいりたいと考えております。

137ページ、5項15目教育振興費では2,549万円減の1,958万円を計上しております。前年度、小中学校体育館に空調設備を設置するための設計費を計上しており、皆減しましたことが要因となっております。特に、額は小さいですが、140ページ、18節フリースクール利用児童生徒への支援24万円については継続し、また新たに実施する学校給食の無償化について、町内の児童生徒が漏れなく対象となるよう、私立や町外の学校に通われている方への補助として、6人分34万円を計上しております。

140ページ、10項小学校費、5目学校管理費は、1億2,359万円減の1億9,919万円を計上しております。減額要因としましては、トイレの改修費分、約1億1,700万円が皆減しているためでございます。

管理に係る経費ですので、毎年と同様に予算化をさせていただいております。特に、142ページ中段、10節賄い材料費として、学校給食の食材3,247万円を計上しておりますが、4月より多賀町産米を利用した地産地消は継続しつつ、栄養とうまみ成分の多いとされる精米法で作られるお米を購入し、子どもたちの健康により配慮した給食を提供したいと考えております。保育園、こども園の給食提供についても同様の対応をさせていただきたいと考えておりますので、申し添えさせていただきます。

続いて、143ページ中段、12節土地鑑定委託料18万円については、多賀小学校の隣接地についての土地調査鑑定費用となります。通学路の現状や将来を見据え、公用地として取得する方向で調査検討させていただきたいと考えております。

144ページ中段、14節設備更新工事は、多賀小、大滝小ともに、キュービクルが更新時期を迎えており、合わせて200万円を計上しております。

145 ページ、10 目教育振興費は 3,024 万円減の 1,243 万円を計上しております。減額要因は、前年度更新しました 1 人 1 台パソコンの更新費用が皆減したためです。

新たな予算としましては、下段、12 節医療的ケア委託料 149 万円ですが、医療的ケアが必要な児童が安心して学校生活を送れるよう、専門看護師を配置するものです。

146 ページ下段、15 項中学校費、5 目学校管理費は、230 万円の増で、1 億 3,567 万円で前年とほぼ同額となっております。こちらも管理費ですので、小学校費同様、毎年、予算化をさせていただいております。

新たなものとして、150 ページ、14 節設備更新工事 150 万円は、キュービクルの更新工事を予定しております。

下段、10 目教育振興費では 1,662 万円減の 658 万円を計上しております。減額の要因は、小学校費同様、生徒 1 人 1 台パソコン更新費用が皆減したためでございます。

155 ページ、25 項 10 目公民館費は 274 万円増の 2,444 万円を計上しております。

157 ページ、14 節施設改修工事 276 万円は、多賀結いの森内の児童室前のスペースを今まで以上に子どもたちが安全、快適に楽しく過ごせるよう改修を予定しております。

158 ページ、15 目保健体育費は 110 万円減の 1,073 万円を計上しております。国スポ・障スポに係る経費が皆減しておりますが、159 ページ、12 節、継続してモルック大会を開催し、多くの方に親しんでもらえるよう、モルック開催委託料 45 万円を計上しております。

20 目文化財保護費は 3,197 万円減の 2,875 万円を計上しております。

163 ページ下段、町指定文化財修理補助金 321 万円は、胡宮神社社務所庭園整備に係るものでございます。

164 ページ、35 目海洋センター費は 653 万円増の 4,598 万円を計上しております。

中段、12 節、引き続き施設指定管理料 3,543 万円を計上するとともに、施設整備工事費 402 万円は、グラウンドとテニスコートの間の防球ネットを設置するものでございます。

51 目あけぼのパーク多賀管理費は 504 万円減の 2,516 万円を計上しております。特に、166 ページ下段、施設維持改修工事費 507 万円は、キュービクルの更新費用となっております。

55 目図書館費は 1,891 万円増の 6,465 万円を計上しております。

新たな費用としましては、169 ページ上段、12 節図書館システム更新に伴うコンピューター保守点検委託料 418 万円と 17 節公用車購入費 647 万円で、移動図書館

車の買換えを予定しております。

次に、173ページ、55款公債費でございます。元金・利子合わせて、2,206万円の増、4億2,650万円を計上しております。長期債利子につきましては、金利が上昇しており、1,704万円の増額となっております。

次に、173ページ、60款諸支出金でございます。1,490万円増の1億5,538万円を計上しております。各基金の預金利子は、増額計上し、積み立てるとともに、ふるさと納税額の2分の1の額1億5,000万円は、多賀町まちづくり基金に積み立てるものです。

90款予備費は、前年と同額の400万円を計上しております。

次に、175ページ、給与費明細書ですが、令和8年度特別職分は、町長、教育長の2名、議員さんの数は現時点での数で9名、その他の特別職を合わせて340名となっております。

合計については、右側4段目、7,294万円で、前年度比457万円の減となっております。

176ページ、一般職におきましては111名分となっております。今後も職員採用につきましては、行政需要等を考慮し、適切に職員採用、定数管理を行ってまいりたいと考えております。

総括としまして、人事院勧告を反映した給与・賞与の引上げもあり、右側上段、合計では6,121万円増の8億7,512万円となっております。手当等の内訳は表のとおりでございます。177ページ以降において、職員1人当たりの平均給料月額等を記載しております。

次に、182ページ、会計年度任用職員についてでございますが、6名減の117名分を計上しております。総額では、正職員同様、人事院勧告を反映し、1,086万円の増、3億7,692万円となっております。

次に、183ページ、債務負担行為についてでございますが、過去に議決を頂いた事業、合わせて10事業について、今後の支出予定額と財源内訳を記載したものでございます。

以上、令和8年度一般会計予算、歳出の提案説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより歳出全般についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第57号については、予算特別委員会に付託して審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は予算特別委員会に付託することに決定しました。

なお、予算特別委員会は、別紙の日程表により審査していただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長（富永勉君） 日程第61 「議案第58号 令和8年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第58号 令和8年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」、ご説明いたします。

平成30年度より、国保の財政運営の責任主体が滋賀県となりましたことから、滋賀県から示される交付金や国保事業費納付金等を基に予算編成を行っております。

今回、令和8年度の国保事業費納付金および標準保険料率を基に、滋賀県から示される国保事業費納付金の納付に必要な保険税率を設定する必要があるため、また子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から子ども・子育て支援納付金の納付義務が課されることによる保険税率改正を踏まえた予算編成を行っております。

予算書の185ページをお願いいたします。

令和8年度の多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額はそれぞれ8億6,505万5,000円で、前年度比2,915万2,000円、3.3%の減額で予算計上しております。令和8年度の被保険者数は、前年度比73人減の1,272人、874世帯で見込んでおります。

それでは、事項別明細書で歳入歳出予算の主なものについてご説明いたします。

191ページをお願いいたします。

歳入につきまして、5款の国民健康保険税は、保険税率の改正を踏まえ、医療分、介護分、支援分に令和8年度から課される子ども・子育て支援納付金の合計1億5,427万1,000円を計上、歳入予算総額の17.8%を占めています。

192ページをお願いします。

15款の国庫支出金は、子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修業務に係る補助金935万円を計上しております。

25款の県支出金は、普通交付金、特別交付金などの合計6億2,470万9,000円を計上、歳入予算総額の72.2%を占めています。

このうち、5項10目5節の保険給付費等交付金（普通交付金）5億9,844万5,000円は、県の国保特別会計から保険給付費として全額支払われるもので、1人当たりの医療費は増加傾向にあるものの、その割合を上回る被保険者の減少により、医療機

関へ支払う保険給付費の減少が見込まれるため、前年度比5,296万5,000円の減額としております。

10節から20節までの交付金は、特定健診などの保健事業に関する交付金を計上しております。

193ページをお願いします。

40款の繰入金は、一般会計からの繰入金として、5項5目5節の保険基盤安定繰入金4,182万6,000円、15節の事務費繰入金2,027万4,000円を計上しております。

その他、30節の未就学児均等割保険料繰入金、39人分44万6,000円、35節の産前産後保険料繰入金、5人分26万円を含め、合計6,730万6,000円を計上しております。

45款5項10目のその他繰越金、前年度繰越金は、令和7年度子ども・子育て支援事業費補助金返還金935万円を計上しております。

歳入の主なものは以上です。

195ページをお願いします。

歳出につきまして、5款5項5目の一般管理費は、職員2名分の人件費、資格確認証、資格情報のお知らせに係る経費としまして、2,895万4,000円を計上しております。

12節の委託料は、各種情報連携に関するデータ標準レイアウトの更新に伴うシステム改修業務、資格情報のお知らせの印字の内容の変更に伴うシステム改修業務、高額療養費に係る負担区分細分化対応業務、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修業務のため、1,232万円を計上しております。

196ページをお願いします。

10目の連合会負担金は、国保連合会の運営に係る経費、事務経費手数料としまして、351万3,000円を計上しております。

10項5目の賦課徴収費は、国税の賦課徴収事務費として66万円を計上しております。

197ページをお願いします。

15項5目の運営協議会費は、国保運営協議会に係る経費としまして、3回分の14万9,000円を計上しております。

10款の保険給付費は、5項の医療諸費に係る町負担分。

198ページをお願いいたします。

10項の高額療養費。

199ページをお願いします。

15項の出産育児諸費、20項の葬祭諸費を含めて、前年比5,296万5,000円の減、5億9,844万5,000円を計上、歳出予算総額の約69.2%を占めていま

す。1人当たりの医療費は増加傾向にあるものの、その割合を上回る被保険者の減少により、医療機関へ支払う保険給付費の減少が見込まれるため、保険給付費は減額としております。

22款の国民健康保険事業費納付金は、滋賀県が市町から徴収する納付金として、滋賀県の試算により前年比166万4,000円の増、2億80万2,000円を計上しております。

5項の医療給付費は1億3,620万2,000円。

200ページをお願いいたします。

10項の後期高齢者支援金等分は4,650万円、15項の介護納付金分は1,350万円、令和8年度から始まります20項の子ども・子育て支援納付金は460万円を計上しております。

201ページをお願いします。

26款5項5目の保健衛生普及費は386万4,000円を計上、前年度比1万9,000円の増額としております。

18節の負担金補助及び交付金、人間ドック検診補助金は140人分、前年度と同額の280万円を計上しております。

10目の特定健康診査等事業費は1,701万6,000円を計上、前年度比29万3,000円の増額としております。

主な増額は、11節の需用費の消耗品費で、高血圧ゼロのまち宣言に伴う特定健診啓発用品を購入することによるものでございます。

202ページをお願いいたします。

12節の委託料、健診委託料は、健診に係る費用585人分で652万8,000円、特定保健指導事業委託料は個人結果説明会に係る費用280人分と特定保健指導に係る費用80人分で441万1,000円、特定健診等受診率向上対策事業委託料は、特定健診受診勧奨有線放送業務や健診時健康測定など117万9,000円を計上しております。また、元気アッププロジェクト事業委託料としまして27万5,000円を計上し、健康づくりへの意識の高揚、病気の早期発見、早期治療、また重症化の予防につなげていきたいと考えております。

203ページをお願いします。

35款の諸支出金は、国庫支出金返還金935万円、県支出金返還金130万1,000円を含め、1,115万1,000円を計上しております。

説明は以上でございます。

なお、本会計の予算案につきましては、2月16日に開催の多賀町の国民健康保険事業の運営に関する協議会におきましてご審議いただいておりますことを申し添えさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第58号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（富永勉君） 日程第62 「議案第59号 令和8年度多賀町介護保険事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第59号 令和8年度多賀町介護保険事業特別会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の213ページをお願いいたします。

令和8年度の予算編成に当たりましては、第9期介護保険事業計画および令和7年度の途中実績を基に、介護認定区分による給付の対象者数、介護サービスおよび介護予防サービスの利用推計、地域支援事業等を勘案して見積もり、第1条にありますとおり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億5,567万8,000円を計上いたしました。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、主な内容についてご説明をさせていただきます。

予算書220ページをお願いいたします。

まず、歳入からご説明申し上げます。

5款介護保険料の第1号被保険者保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の方々から徴収する保険料であり、2,411人分、56万5,000円増額の1億7,499万円を見込んでおります。

15款国庫支出金につきましては、介護給付費負担金として、介護給付費に対して在宅分20%と施設分15%の負担率で計上しており、1億3,823万2,000円、10項国庫補助金は、調整交付金と地域支援事業の交付金に加え、保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金など、合わせて総額で5,748万円を見込んでおります。

20款支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料を受け入れるもので、介護給付費分および地域支援事業費分のそれぞれ事業費の27%分に相当し、合計2億1,212万4,000円を計上しております。

222ページをお願いいたします。

25款県支出金の介護給付費県負担金は、在宅12.5%相当分、施設17.5%相当分を計上しており、1億1,239万4,000円、15項県補助金は地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業とそれ以外の交付金を合わせて683万4,000円を計上しております。

30款繰入金につきましては、5項5目介護給付費繰入金は、介護給付費に対して、町負担分12.5%相当分の9,639万2,000円、その他、事務費繰入金と地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減繰入金を合わせまして、合計1億4,810万7,000円を計上いたしました。

10項10目介護給付費準備基金繰入金につきましては453万8,000円を繰入れいたします。

続きまして、225ページからの歳出についてご説明させていただきます。

5款総務費、5項5目一般管理費につきましては、主なものは、会計年度任用職員の人件費と第10期介護事業計画改定業務委託料などで923万1,000円を計上しております。

15項介護認定審査会費につきましては、主には5人の審査会の委員さんと介護認定調査員の報酬および主治医意見書の手数料で、合計513万6,000円を計上しております。

228ページをお願いいたします。

10款介護給付費、5項介護サービス等諸費につきましては、令和6年度から令和7年度の給付実績の傾向を基に、デイサービスや短期入所、訪問介護などのサービス給付費である5目居宅介護サービス給付費を2億5,000万円として計上いたしました。

12目地域密着型介護サービス給付費は、認知症のグループホームや小規模多機能型介護サービスなどの給付費で、令和6年度より400万減額の1億800万円、15目施設介護サービス給付費につきましては、前年度同額の3億2,000万円、229ページに移りまして、35目居宅介護サービス計画給付費は3,800万円を計上し、介護サービス等諸費合計は7億1,900万4,000円を計上しており、歳出予算総額の約84%を占めております。

7項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者に提供する介護予防サービスや必要なサービスを提供するための介護予防サービス計画の給付費等の合計で470万4,000円を計上しております。

231ページをお願いします。

20項高額介護サービス費につきましては、介護と予防と合わせて1,858万円でございます。

23項高額医療合算介護サービス等費は、介護と介護予防と合わせて305万円を計上、次のページに移りまして、25項市町村特別給付費でございますが、当町では紙お

むつの給付を実施しており、前年度より20万円減額の500万円を計上しております。

30項特定入所者介護サービス等費は、低所得者の要介護認定者が施設サービスなどを利用したときに、食費や居住費について限度額を超えた分を補足給付するもので、介護予防分との合計で2,505万2,000円を計上しております。

233ページに移り、17款地域支援事業費、10項介護予防生活支援サービス事業費につきましては、介護予防通所型サービスの委託料や負担金が主なもので、次のページに移りまして、前年度より201万6,000円の増額となり、合計1,438万8,000円を計上しております。

15項一般介護予防事業費につきましては、65歳以上の方なら誰でも参加できる介護予防教室の委託料等が主なもので、440万6,000円を、20項包括的支援事業費・任意事業費では、まず地域包括支援センターの運営費で、314万3,000円増額し、3,187万7,000円を計上しております。

236ページをお願いいたします。

35目在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、湖東圏域として広域で取り組んでいる事業費負担金として182万5,000円、また40目生活支援体制整備事業では、地域支え合いの体制整備事業につきまして、社会福祉協議会への委託料496万5,000円、次のページに移りまして、45目認知症総合支援事業は、認知症地域支援推進員の報酬と認知症初期集中支援事業委託料が主なもので482万1,000円、地域支援事業費は合計4,455万7,000円を計上しております。

主なものは以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（富永勉君） 日程第63 「議案第60号 令和8年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第60号 令和8年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」、ご説明いたします。

予算書の249ページをお願いいたします。

令和8年度が多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億6,273万3,000円で、前年度比2,316万4,000円、16.6%の増額で予算計上しております。令和8年度の被保険者数は、前年度比50人増の1,550人で見込んでおります。

それでは、事項別明細書で歳入歳出予算の主なものについてご説明いたします。

254ページをお願いいたします。

歳入につきまして、5款の後期高齢者医療保険料は、滋賀県後期高齢者医療広域連合の試算を基に算定し、特別徴収、普通徴収合わせて1億2,605万1,000円を計上、歳入予算総額の77.5%を占めています。

11款の国庫支出金は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修業務に係る補助金39万6,000円を計上しております。

15款の繰入金は、一般会計からの繰入金として、5目の事務費繰入金742万9,000円、10目の保険料軽減措置に係る保険基盤安定繰入金2,828万7,000円の合計3,571万6,000円を計上しております。

255ページをお願いします。

20款10項の償還金及び還付加算金は、5節の保険料還付金、10節の還付加算金とも前年度と同様、合計17万円を計上しております。

25款5項5目の繰越金は、令和7年度子ども・子育て支援事業費補助金返還分39万6,000円を計上しております。

歳入の主なものは以上です。

256ページをお願いします。

歳出につきまして、5款5項5目の一般管理費は、職員1名分の人件費、資格確認書の交付や給付に係る申請受付などの事務経費としまして797万2,000円を計上しております。

10項5目の徴収費は、保険料の徴収事務費として24万9,000円を計上しております。

12節の委託料は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修業務のため、39万6,000円を計上しております。

22節の償還金利子及び割引料は、国庫支出金返還金39万6,000円を計上しております。

総務費全体では、前年度比61万9,000円の増額となっております。

257ページをお願いします。

10款の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料分や基盤安定繰入分を負担金として納付するもので、前年度比2,254万5,000円の増、1億5,434万2,000円を計上、歳出予算総額の約94.8%を占めております。医療費は増大傾向にあり、

県全体で前年比4.2%増で見込んでおります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第60号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で4時5分とします。

（午後 3時54分 休憩）

（午後 4時05分 再開）

○議長（富永勉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第64 「議案第61号 令和8年度多賀町育英事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 「議案第61号 令和8年度多賀町育英事業特別会計予算について」、ご説明申し上げます。

議案書263ページをお願いいたします。

令和8年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ344万8,000円とし、前年比8万5,000円の減額予算とさせていただいております。

それでは、事項別明細書によりご説明させていただきます。

議案書268ページ、歳入から説明させていただきます。

5款財産収入、利子及び配当金99万9,000円は、多賀町育英基金に係る利子収入および令和4年度に寄付により取得しました有価証券の配当金を見込んでおり、前年度比39万1,000円の増額となっております。

次に、10款繰越金は、令和7年度からの繰越金1,000円を見込んでおります。

20款繰入金、基金繰入金では、主に奨学資金給付金に充当するほか、事業に必要な支出に充当するため、多賀町育英基金より244万8,000円を繰り入れるものでございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

269ページをお願いいたします。

5款総務費、一般管理費8万8,000円は、年間2回の運営委員会開催に係る経費として、報酬の発生する委員7名分の報酬7万7,000円と、文書郵送に係る経費として切手代、通信運搬費1万1,000円を計上しております。

次に、奨学費では、奨学資金給付費として336万円を計上させていただき、前年と比較して8万4,000円の減額としております。支給計画人数につきましては、高校生16名、大学生および専門学生を合わせて12名、合計28名分として、令和7年度の実績ベースに対し、プラス7名を見込んでおります。

なお、本予算案につきましては、去る2月16日に開催いたしました多賀町育英資金運営委員会でご審議いただき、同意を頂いておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第61号 令和8年度多賀町育英事業特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第65 「議案第62号 令和8年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」から日程第68 「議案第65号 令和8年度多賀町大佐谷財産区管理会特別会計予算について」は関連がありますので、一括議題とします。

4議案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第62号 令和8年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

271ページをお願いいたします。

令和8年度の歳入歳出予算の総額は、第1条記載のとおり12万円で、前年度と比較

し1万7,000円の減額としております。

276ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、5款の財産収入は、基金利子として利率見直しを見込み7,000円、10款の繰越金は、前年度からの繰越金1万円を見込んでおります。

15款諸収入は、預金利子として1,000円を計上し、20款繰入金につきましては、10万2,000円を基金から繰り入れ、財源充当しております。

続いて、277ページの歳出でございますが、5款5項5目の区議会費は、5人の委員報酬と管理会の運営経費で、前年度より会議回数を3回から2回に減らしており、前年から2万8,000円減の7万2,000円を計上しております。

次に、10款5項5目の財産管理費では、山林監視員の報償費や現地確認時の傷害保険料、借地料等合わせまして4万8,000円を計上しております。

次に、「議案第63号 令和8年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

281ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、第1条記載のとおり144万2,000円とし、前年度と比べ46万7,000円の増額としております。

286ページをお願いいたします。

歳入では、15款財産収入では、基金利子として利率見直しを見込み2万8,000円、特に15款財産収入として、立木売却による分収金109万円を見込んでおります。令和8年度は間伐を予定しており、その分収金を収入するものでございます。

20款繰越金では、前年度からの繰越金32万3,000円を見込んでおります。

また、25款諸収入では、預金利子として1,000円、30款繰入金については、分収金がございますので、基金からの繰入れを行わないこととしております。

続いて、287ページからの歳出でございます。

5款5項5目の区議会費では、7人の委員報酬と管理会の運営経費として、合わせて前年度と同額の11万9,000円を計上しております。

10款5項5目の財産管理費では、山林作業に係る報償費や委託料のほか、借地料など財産管理に要する経費として合わせて122万3,000円を計上しております。

令和8年度は、間伐による分収金を収入いたしますので、歳出予算に対する余剰分を、288ページ、24節大滝財産区管理会基金への積立金として計上し、46万7,000円を基金に繰り入れるものでございます。

90款予備費につきましては、前年と同額の10万円でございます。

続きまして、「議案第64号 令和8年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

291ページをお願いいたします。

令和8年度の歳入歳出予算の総額は、第1条記載のとおり12万9,000円で、1

万1,000円の増額としております。

296ページをお願いいたします。

歳入ですが、5款分担金および負担金は、令和8年度におきましても、前年度と同様、5万5,000円の地元負担金を拠出いただく予算としております。

また、10款財産収入では、立木の売払い収入として1,000円、15款の繰越金として、前年度からの繰越金7万2,000円を見込み、20款諸収入として、預金利子1,000円を計上しております。

次に、歳出でございますが、297ページをお願いいたします。

5款5項5目の一般管理費では、5人の委員報酬と管理会の運営経費を見積もっております。数年の実績を見て7万8,000円を計上し、10款の財産管理費では、監視員報償費など合わせて5万1,000円を計上しております。

次に、「議案第65号 令和8年度多賀町大佐谷財産区管理会特別会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

299ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、第1条記載のとおり193万1,000円とするものです。

304ページをお願いいたします。

歳入では、10款財産収入として、立木売却で1,000円、また貸付収入として、携帯電話用アンテナ設置費4万円、三重滋賀ライン高压輸送導管管理設用地料、これはガスの用地料ですが、8万8,000円を見込んでおります。

15款繰越金は、従前の会計より180万円を引き継ぐこととなりますので、その額を計上しております。

20款諸収入では、預金利子として1,000円、20款諸収入では、損失補償分収交付金1,000円を計上しております。

続いて、305ページからの歳出でございますが、5款5項5目の区議会費では、4名の委員報酬で会議3回分、管理会の運営経費として一般管理費16万8,000円を計上しております。

10目の財産管理費では、山林監視員報償費として1回分2万8,000円のほか、負担金のうち、ガス管理設管理負担金については、収入の8割を彦根市犬上郡営林組合の方にお支払いすることとなっておりますので、7万1,000円を、また土地賃貸料交付金につきましては、収入の98%を地権者である大君ヶ畑区に支払いすることとなっておりますため、合わせて5万8,000円を計上するものであります。財産管理費としましては総額16万5,000円を計上しております。

306ページの予備費につきましては、会計を移行する初年度であり、歳入に対して歳出の差額159万8,000円を計上しております。

なお、額も大きいですので、今後の扱いにつきましては、令和8年度の会議において、基金として管理するか、地元への分配とするか等、協議していく予定ですので、申し添

えさせていただきます。

最後になりましたが、多賀および霊山、大佐谷財産区につきましては去る1月26日に、大滝財産区につきましては去る2月20日に会議を開き、今回提出させていただいた予算案について同意を頂いております。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより4議案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより「議案第62号 令和8年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第62号 令和8年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第63号 令和8年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第63号 令和8年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第64号 令和8年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第64号 令和8年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第65号 令和8年度多賀町大佐谷財産区管理会特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第65号 令和8年度多賀町大佐谷財産区管理会特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第69 「議案第66号 令和8年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

野村産業環境課長。

〔産業環境課長 野村博君 登壇〕

○産業環境課長（野村博君） 「議案第66号 令和8年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

多賀町特別会計予算書および説明書では、309ページからとなります。

本議案、びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計は、びわ湖東部中核工業団地内における植樹帯や法面などの公共緑地の草刈り作業、支障木の伐採のほか、街路灯などの維持管理に要する費用を計上する特別会計予算でございます。その主な財源はびわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理基金からの繰入金を充て、各事業を実施するもので、令和8年度予算は、309ページ、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ889万9,000円を計上させていただいております。

それでは、事項別明細書にて歳入からのご説明をさせていただきます。

予算書では314ページをお願いいたします。

5款財産収入では、びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理基金、約3億1,800万円から生じる基金利子を85万9,000円と見込み、15款繰入金では、同基金より、財源不足相当額の803万9,000円を繰り入れ、20款繰越金では、前年度繰越金として1,000円を計上しております。

続きまして、歳出となります。

予算書315ページでございます。

5款総務費、10目公共緑地維持管理費889万9,000円は、10節需用費として、工業団地内の街路灯などの修繕料で20万円、12節委託料として、工業団地内の歩道、植樹帯、法面、遊歩道などの公共緑地の草刈り作業、支障木の伐採処理作業を合わせ869万9,000円を計上しております。令和7年度当初予算と比較し、84万5,000円の増額となっております。主な要因は、草刈り作業で発生した処分物を搬出することによるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第66号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号は産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（富永勉君） 日程第70 「議案第67号 令和8年度多賀町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 「議案第67号 令和8年度多賀町水道事業会計予算について」、ご説明申し上げます。

予算書317ページをお願いします。

令和8年度の水道事業の予定量は、第2条記載のとおりとなり、主な建設改良事業としましては、老朽管更新事業に8,382万円を予定しております。

第3条記載の収益的収入および支出の予定額につきましては、収入で3億6,681万5,000円、支出で3億3,741万2,000円とし、収支差引き2,940万3,000円の利益を見込んでいます。

予算書318ページをお願いします。

第4条記載の資本的収入および支出につきましては、資本的収入の総額を令和7年度より1,950万円増の8,100万円、資本的支出の総額を1,136万4,000円減の2億2,836万9,000円とし、その不足額は消費税及び地方消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第5条の債務負担行為は、令和8年度から令和9年度までの期間、限度額を4,377万6,000円とし、水道施設維持管理業務委託を実施するものであります。

第6条、企業債の限度額では、建設改良事業として令和7年度に対し1,000万円増の7,000万円、第7条では一時借入金の限度額を5,000万円とし、第8条では予算を流用することができる経費を、第9条では議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費2,316万4,000円とそれぞれ定めております。

第10条の他会計からの補助金では、起債償還のために、元利償還額の3分の1相当分の6,676万5,000円を一般会計から受け入れる予定です。

第11条のたな卸しの資産購入限度額は、材料に250万円、量水器に177万円の合計427万円と定めております。

それでは、予算計画説明書にて説明させていただきます。

328ページをお願いします。

収益的収入からご説明させていただきます。

水道事業収益の総額を3億6,681万5,000円といたしまして、主な収入は、営業収益2億6,406万5,000円とし、そのうち水道使用料では、前年度より1,425万7,000円減の2億5,188万1,000円、他会計負担金では、消火栓維持管理費としまして578基分の1,156万円を見込んでおります。

営業外収益の他会計補助金では、起債の元利償還金1億5,506万8,000円の3分の1相当分5,169万円ならびに物価高騰対策補助金1,507万5,000円を一般会計より受け入れ、長期前受金戻入としまして、繰延収益の収益化のため3,390万円の収入を予定しております。

予算書の329ページをお願いします。

収益的支出につきましては、水道事業費用の総額を3億3,741万2,000円といたしまして、主な支出は、1目営業費用の原水および浄水費では、水道施設維持管理業務および原水水質検査費用などの委託料としまして4,042万5,000円、取水ポンプ、送水ポンプの動力費としまして2,200万円を計上しております。

2目配水および給水費では、330ページになりますけども、上段の量水器検針委託料、浄水水質検査委託料など総額1,454万3,000円を見込んでおります。

4目の総係費では、職員2名の給料、手当、法定福利費等に加え、331ページの委託料では、設計積算単価の資料作成としまして144万円などの経費を計上し、総係費全体としまして、前年度から232万9,000円減の2,978万3,000円を計上しております。

予算書の332ページの5目についてですけども、減価償却費では、建物や構築物など固定資産減価償却費として1億6,709万7,000円を計上し、2項営業外費用では、企業債利息として3,304万8,000円を計上しております。

予算書の333ページの資本的収入では、総額を8,100万円として、その主なものは3項企業債で、老朽管更新に要する費用として7,000万円を計上いたしました。

予算書の334ページの資本的支出では、総額を2億2,836万9,000円とし、

水道改良費として四手工業団地地先の水道管更新設計委託料のほか、工事請負費では、国道306号の多賀北交差点から久徳南交差点まで、また多賀北交差点から若宮団地までの若宮花壇まで、さらに佐目地先の老朽管更新事業等を行う費用としまして1億634万9,000円を計上しております。

企業債償還金では、老朽管更新や施設改修のため借り入れた企業債の償還に要する費用としまして、前年度より310万1,000円増の1億2,202万円を計上しております。

少し飛びますけども、342ページをお願いします。

地方債の残高見込額では、令和8年度末現在として、令和7年度末に対し5,202万円減の23億5,732万4,000円となる見込みでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第67号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（富永勉君） 日程第71 「議案第68号 令和8年度多賀町下水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 「議案第68号 令和8年度多賀町下水道事業会計予算について」、ご説明申し上げます。

予算書343ページをお願いいたします。

令和8年度の下水道業務の予定量は、第2条記載のとおりとなり、主な建設改良事業としましては、管渠整備事業2,800万円と処理場整備事業1,067万4,000円を予定しております。

第3条記載の収益的収入および支出の予定額につきましては、収入で5億2,972万7,000円、支出で5億2,473万6,000円とし、収支差引き499万1,000円の利益を見込んでおります。

予算書の344ページをお願いします。

第4条記載の資本的収入および支出の予定額につきましては、資本的収入の総額を1億5,221万2,000円、資本的支出の総額を3億146万2,000円とし、その不足額は、消費税および地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第5条では、企業債の限度額について、公共下水道事業債が2,000万円、流域下水道事業債が1,780万円、資本費平準化債が9,000万円としております。

345ページをお願いします。

第6条では一時借入金の限度額を5,000万円とし、第7条では予算を流用することができる経費を営業費用、営業外費用、特別損失の各項に係る経費と定め、第8条では議会の議決を経なければ流用することができない経費を職員給与費831万8,000円としております。

第9条の他会計からの補助金では、事業の資本確保のため1億220万4,000円を一般会計から受け入れる予定です。

それでは、予算計画説明書にて説明させていただきます。

予算書の355ページをお願いします。

収益的収入からご説明させていただきます。

下水道事業収益では、営業収益3億1,376万6,000円のうち、下水道使用料としまして3億931万2,000円を見込んでおり、前年度に対し3万6,000円の増となっております。営業外収益の他会計補助金では、9,800万円を一般会計から受け入れ、長期前受金戻入として1億1,623万9,000円の収入を予定しております。

予算書の356ページの収益的支出では、1項営業費用の主なものとして、1目管渠費では、管渠清掃やポンプ場の管理、マンホールなどの修繕など、施設等の維持管理経費として3,038万2,000円を計上しております。

2目処理場費では、農業集落排水事業処理場、その他の施設稼働のための経費として1,732万9,000円を計上しております。

予算書の358ページの4目流域下水道維持管理負担金では1億5,221万9,000円とし、5目減価償却費では2億7,383万5,000円を計上しております。

2項営業外費用の主なものとして、1目支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債利息として3,046万8,000円を計上いたしました。

予算書の359ページの資本的収入の主なものは、1項企業債として1億2,780万円、2項他会計出資金1,000万円、3項補助金では、マンホールポンプ場改築工事、人孔蓋更新工事、さらに萱原および佐目処理施設維持補修に対する補助金として1,430万円を計上しております。

次に、360ページをお願いします。

資本的支出では、1項1目管渠整備事業費として多賀小学校のマンホールトイレ整備工事等で2,800万円とし、2目処理場整備事業費では農業集落排水施設の処理施設

維持補修工事等で1,067万4,000円とし、3目琵琶湖流域下水道建設費負担金として1,780万3,000円を計上しております。

2項企業債償還金については2億4,498万5,000円を計上しております。

予算書の366ページをお願いします。

企業債残高見込額では、令和8年度末現在として、令和7年度に対し1億1,718万5,000円減の19億1,130万2,000円となる見込みでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第68号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（富永勉君） 日程第72 「請願第1号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める請願」を議題とします。

本請願について、紹介議員の山口議員より、請願趣旨の説明を求めます。

8番、山口久男議員。

〔紹介議員 山口久男君 登壇〕

○8番（山口久男君） 「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める請願について趣旨説明を行います。

戦前、天皇制政治の下で、主権在民を主張し、侵略戦争に反対したために、治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲になりました。治安維持法は、ご承知のように、1925年に制定をされましたが、1945年に廃止されるまでの20年間に、検挙された人は6万8,274人、うち起訴された方、6,550人、司法省調べです。検挙、勾留された人は数十万人に上ると推測をされています。そのうち、警察署で虐殺された人は93人、刑務所、拘置所での虐待、暴行、発病などによる獄死者は約300人、これは国賠同盟調べでありますけれども、これだけの方が犠牲になっています。

治安維持法は、日本がポツダム宣言を受託したことにより、政治的自由と人道に反する悪法として廃止をされましたが、その犠牲者たちに日本の政府は謝罪も賠償もしていません。世界では、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、韓国、イギリスなど主要な国々では、犠牲者への謝罪と賠償が行われています。

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟滋賀県本部は、治安維持法制定から100年にな

る昨年9月、滋賀県ゆかりの約140名を取り上げた『言葉を残さぬ人々を追って 治安維持法と滋賀県』を発行しました。私も読みました。この人たちに光を当て、名誉回復を図るとともに、未来に戦争と弾圧の記憶を語り継いでいくことが大切だと考えています。なお、この冊子の中には、彦根市、また犬上郡、旧大滝村の方もおられます。愛知郡の関係者が30名おられるということです。

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、1、国は、治安維持法が人道に反する法律であったことを認めること。

2、国は、治安維持法犠牲者に謝罪と賠償を行うこと。

3、国は、治安維持法犠牲者による犠牲の実態を調査し、その内容を公表することです。

地方議会に対しても、国に意見書を提出していただきたいという、こういう請願であります。ちなみに、全国で今、400を超える地方議会でこの請願が採択をされ、国会に意見書が提出をされております。ぜひ多賀町議会においても、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出ができるように、議員各位の賛同を求めて、請願の趣旨説明といたします。どうかよろしく願いいたします。

○議長（富永勉君） 請願第1号については、会議規則第92条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしました。

○議長（富永勉君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、再開は3月4日9時30分とし、一般質問を行います。

長時間にわたってご審議いただき、誠にありがとうございます。

本日はこれで散会します。ご苦労さんでございました。

（午後 4時50分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長

多賀町議会議員

多賀町議会議員